

教育厚生委員会会議録

日時 平成20年3月6日(木) 開会時間 午前10時5分
閉会時間 午後5時15分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 石井 脩徳
委員 臼井 成夫 大沢 軍治 望月 清賢 樋口 雄一
進藤 純世 中込 博文 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 輿石 順一 教育長 ・ 瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀
理事 樽林 信昭 次長(総務課長事務取扱) 広瀬 猛
福利給与課長 飯窪 巧 学校施設課長 都築 敏雄 義務教育課長 杉原 廣
高校教育課長 滝田 武彦 新しい学校づくり推進室長 山本 正彦
社会教育課長 今村 孝男 スポーツ健康課長 今井 三千雄
学術文化財課長 竹井 保久 県史編さん室長 飯室 司

議題(付託案件)

- 第17号 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第19号 山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例中改正の件
- 第21号 山梨県立保存民家設置及び管理条例廃止の件

(調査依頼案件)

- 第22号 平成20年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条継続費

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時5分から午後5時15分まで(午前11時7分から午前11時24分まで、午前11時52分から午後1時2分まで、午後3時27分から午後3時41分まで休憩をはさんだ)教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

- 第22号 平成20年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条継続費

質疑

(教職員給与費について)

進藤委員

総務課にお願いしたいのですが、教の5ページ、6ページに教職員給与費が載っておりますが、教職員の数について、文部科学省で新しい指導要領によって子供と触れ合う時間を確保するという意味で定数をふやしていくという話もあったわけですが、その点で必要職員数はふえているのでしょうか。

広瀬次長

5ページ、6ページ、それぞれ小中教職員の人数が掲げてありますけれども、予算を積算する段階で、この人数については本年1月現在の人数で積算するというルールになっておりますので、それはそれとしております。

それから、御質問の定数の件については、委員御存じのとおり、基本的には義務標準法で学級数に応じて定数配置がされてきておりますので、それはそれとして、そのルールで組み立てることになります。文部科学省の新たな分については、まだ最終的に県で幾つという数字は示されておられません。今後の話となっております。

(放課後子どもプラン推進事業について)

進藤委員

はい、わかりました。

次、社会教育課の方にお願います。教の31ページです。放課後子どもプラン推進事業についてお伺いいたします。昨日の委員会におきましても放課後子どもプランと、それから学童保育の関係がどうなっているんだというような話もあったわけですが、わかりにくい点もありました。平成19年度の補正予算で多額の減額になったという話ですけれども、本年度はまたしっかり推進していくというお話もありましたが、放課後子ども教室は、1年生から6年生までを対象に、学童保育の方は1年生から3年生までを対象というようなことでやっているということですね。

それで、私が考えるに、1年生から6年生まで、子供たちは両親が勤めているということもあるし、家へ帰っても少子化というようなことで、なかなか近所、隣に同じように一緒に遊ぶ子供がいないということで、子供たちは家の中でテレビを見るとかパソコンをすとかゲームをして、家の中で遊んでいる。また例えば、4年生ぐらいでまだ1人でも置けないということで友達と遊びに行く。それをだれかが送り迎えしなければ、なかなか一緒に遊べないということがあります。

そのようなとき、学校で、あるいは学校の近くで子供たちが遊んだり勉強したりというようなことができれば一番理想的だと思うのです。現在、北杜市の大泉町では学童保育をもうちょっと拡大して、希望する子供は6年生までどんどん受け入れて、楽しく1つの建物の中で、バスケットのちょっとした遊びも、トランポリンもできるとか、オルガンも弾けるとか、あるいはすぐ来て勉強する子とか、いろいろな活動が自由にできる。そういう魅力があって子供たちが集まってくる。1日に100人ぐらい来るときもあるなんていうお話も聞いたことがあるのですが、既にそういうことをやっているところもあるんですね。施設や設備があればすぐできるわけですが、そのようなことで、その事業があっても、事業を利用できないようなところもあるようですが、そういうところをどのように進めていくかということについてお伺いをしたいと思います。

今村社会教育課長

放課後子どもプランということで、平成19年度から、今、お話しのとおり

り、学童保育と放課後子ども教室と一体的に連携してということで、国からも、県も含めて取り組んでまいりました。放課後子ども教室の方はすべての子供たちを対象に、安心・安全な環境をつくるということが目的で、さまざまな活動もしていきたいというものです。この事業を利用できない市町村の方にどのように拡大していくかということで、現在、1年経過いたしました。その中で、さまざまな学童保育等のかかわりですとか、あるいは教室独自の運営を、それぞれ市町村の方で運営委員会、あるいはコーディネーターを設けて検討をしていただけてきました。幾つかの取り組み等も出されてきていますから、そういったものも含めて、他の市町村全体の中に広めていきたいと。そして、先進的な取り組み事例とか、そういうところを紹介しながら、またさらに拡大していきたいということです。

それから、かかわっていただきましたコーディネーターとか学習アドバイザー、あるいは安全管理委員とか、そういった皆さんについても、県の推進委員会の方が委託をいたしまして、年に5回ほどの研修会も設けます。そういったものを通して市町村の方をまたバックアップして、人材等の確保、養成に向けて県としても支援をしていきたいというふうに考えております。

進藤委員

委員会の方から現在、実施している市町村の施設などを紹介していただきましたが、かなりたくさん取り組んで、子供たちを対象に、いろいろなメニューをつくって、今月は何々しますよ、そういうPRのパンフレットなどが配られたりしていますが、実施している日数が割合少ないように思うんですね。子供たちによっては、1週間に1回やっているときに行けない子供もいる。また、学年を拡大しているわけですから、メニューもいろいろなものを曜日によって決めておくとかして、そうすると、「僕はこの曜日のこのときには行きたいな」とか、参加する子供も対象の子供たちもふえるのではないかなということを思います。1週間に行っている日数をふやしてもらいたいということも感じます。

それから、スポーツ健康課で体力テストなどをして、子供たちの基礎体力が落ちてきているというような面も指摘されていますが、そういう意味でも放課後子ども教室というのはある程度自由に、体を使って遊ぶ。学校のようなところが一番校庭も広いのですから、体を鍛えるという意味でのメニューをまた考えていくような方法。指導員の研修会とか、いろいろ企画されているようですが、そういうところで県における教育の課題のようなものが少しでも子供たちに役立っていくような放課後子ども教室になってもらったらいいなと考えるのですが、いかがでしょうか。

今村社会教育課長 まず開催日数等につきましてですけれども、確かに年間200日以上という実施教室は、本県の場合はまだ数が少ない状況です。今、お話しのように、子供たちが、確かに週1日ですと、例えば学習ですとか何かがあったりして行けないということも出てくるのではないかとはい思います。その辺につきまして、市町村の方に運営委員会等ございますので、そちらへも働きかけをしたり、積極的に日数をふやしていただくようなことで、私たちも指導してまいりたいと思います。

それから、体を鍛えるメニュー等につきまして、遊びを中心とした活動を取り入れていただいていることも多々ございますけれども、研究会、中には安全管理で、例えば応急処置ですといったようなことも平成19年度には実施してきましたし、また、学習アドバイザー、安全管理委員、それからコーディネーターを含めて、そういったことを事例として、こんなこともあると

ということをお示ししながら、各教室の方でメニューを豊富にしていくような取り組みもしてまいりたいと思います。

県としては、事例集とまではいきませんが、パンフレットといったものを作成して、この事業の拡大を図っていく予定もごさいます。

進藤委員

もう一つ提案があるのですが、子供たちが自分で考えるという遊びをつくり出したり、遊びの中でのいろいろな創造力がちょっとしたことで、科学に結びつくようなことにもつながっていく。だから、子供の遊び、自主的な遊びというようなものも見守ってあげながら、それを一緒にやるとか、子供の遊びを生かしていくことをしてあげたい。昔の遊びも本当に消えてきてしまって、お友達の家に遊びに行っても、静かに黙ってゲームをやっているというのが、お母さん方の御意見です。みんなそれぞれ静かにゲームをやって、それで友達の家に遊びに行ってきたと、こういうわけだったら、これはコミュニケーションにも、子供の創造力も何も余り役立たないというようなことで、ぜひ、子供の遊びを育てるようなこともメニューの中に入れてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今村社会教育課長

放課後子ども教室の前は、平成18年度まで、地域子ども教室をやっておりまして、県下でもたくさんの方でやっていただいております。そういったメニューの中には、今、お話のありました昔の遊びですとか、伝統的なものも取り入れた活動等も体験活動ということで実施してきたところなんです。また、その地域子ども教室がある程度引き継がれた形で放課後子ども教室の方も実施しているところもごさいますので、そういったものも取り入れていただいているのではないかなと思っています。また、それにつきましても、子供たちが主体的に取り組むということも大事な、これから子供を育てるという視点でごさいますので、いわゆる学年の縦割りのような形になるのではないかなと思いますけれども、そういった部分も活用して、実施できるかどうか、また、これは規模といったものにもかかわるところでございまして、また市町村の運営委員会、あるいは県の推進委員会の方にまたそういったものを検討させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

進藤委員

子供が「ただいま」と言っても「お帰り」と言ってくれる人がいない家庭が多いわけですから、そういう意味で学校放課後指導教室というのは重要な役割を果たしていただけたらと思うのですが、ぜひとも子供たちが安全で安心で、しかも、学校の宿題もお友達と教え合いながらできるとか、そういうことで、親も安心して働ける、子供も楽しく安全に遊ぶこともできるというようなことで、ぜひこの事業を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(インターンシップ推進事業について)

中込委員

高校教育課の教の23ページ、4項目めの教育指導費について御質問させていただきますが、先日、高校の卒業証書授与式がありまして行ってきました。校長先生からインターンシップについてはすごく成果があったということをお聞きして、すばらしい指導をして、この事業を進めていただけたらと思っております。このインターンシップとか、あるいは教の24ページの後ろから3項目めですね、ものづくり人材育成、あるいは高校生社会奉仕活動、あるいは食・くらしを支える、このような事業の平成1

9年度の成果、具体的なものがあれば教えていただければと思います。

滝田高校教育課長 先生お尋ねのインターンシップ推進事業については、文部科学省が導入を始めたのは平成16年でございますが、実際には平成11年度ぐらいから始めております。規模は拡大する一途でございます、いわゆる専門高校のみならず、普通高校も学年を挙げて参加しているという学校もございます。平成19年度現在、掌握しているものは、生徒1,800人が参加するまでになりました。協力していただいている企業数は825社というところまで来ておりますので、就業観、職業観を養うといった意味で大きな成果が上がっていると思います。

それから、お尋ねがありました、今年度から始まりました、いわゆるクラフトマンという技術系人材育成にかかわるもの、それから新規事業の食・くらしの事業等にかかわるものですが、これは地域産業の担い手育成プロジェクトという大きなプロジェクトの中の2つの事業でございます。昨年度、技術系人材育成のための事業が始まりましたので、それは先ほど触れましたように、工業系の3校をモデル校として、現場での実習というものを、教育課程の中に位置づけるような形で、インターンシップというのは短期間、企業に行って実習し、就業観、職業観を養うわけですが、さらに突き進んで技術を身につけたり、あるいは企業家としての理念を学んだり、あるいは高度な技術開発といったことまでできたらといったねらいを持ってございますので、さらに進んだものができると考えております。

それから、今、先生から御指摘のありました、食・くらしのものについては、平成20年度の新規の事業として、国の担い手プロジェクト事業として上がってきているものでございます。これまで文部科学省等から情報をいただきながら事業を立案し、そして予算化させていただきました。また、最後の詰めのところ、文部科学省等の指導もいただきながら、若干、事業内容等を見直す余地もございますが、農政部とも連携をとりながら、農業関係の企業、あるいは食に関する企業、あるいは先進農家等の協力もいただきながら、技術、あるいは企業家といいますが、そういう勉強までしていけたらと考えてございます。

中込委員 実践的というか、現場のいい政策なので押し進めていただきたいと思うのですが、ここの教育指導費、この食・くらしの新規、平成20年の事業で1,660万円ふえているのにもかかわらず、トータル的に、昨年度からのこの事業を押し進めようというところで少なくなっているのは、教材とか何かの関係なのか。本来であればもっと積極的にやるべきという観点で見させていただいたときに、予算が昨年度より少ないという根拠を教えてくださいと思います。

滝田高校教育課長 特に事業を縮小したということではございません。もちろん、事業全体を見直す中で、各事業単位で算出しておりますので、押し進めるものは押し進めていきながら、減額する、特に備品にかかるようなもので既に到達できているものについては抑えるといったこともしてございますので、特に私どもとしては、抑えたということではございません。

(国際理解教育推進費について)

中込委員 わかりました。この事業はすばらしいと思っていますので、ぜひ前向きに拡大の方向で、中身も充実していただければと思っています。

もう1点、教の26ページの国際理解教育推進費がございまして、外国語指導助手という全日制で27名、主にこの経費だろうと思うのですが、外国語教師の授業の補助と校内研修活動とありますが、主たるものはどちらか、教えていただけますか。

滝田高校教育課長 主たるものは、いわゆる授業の補助でございます。県立学校、ほぼ1名ずつ配置しておりますので、1年生とは限りませんが、ALTという呼び方をさせていただきましても、実習助手の方が授業に行き、TTで授業を行ったりしてございます。校内の研修活動というのは、例えば放課後に英語研究を専門に行う子供、あるいは個人的に英語検定の実力をつけたいと、そのための指導を受けているといったものでございますので、主には授業とお考えいただければと思います。

中込委員 これからのグローバル化した社会で、高校生が国際感覚を持つということは大事ですが、今、課長からの御説明だと、語学の、例えばイントネーションだとか、主に発音の補佐のようなことですね。私は、前の仕事で英語よりも、その文化なり宗教なり、そういうものを知ることの方が国際化とっているわけです。今の御説明だと、多分、学校の現場であれば発音だとかですね。英語能力より国際化という観点では、外国の文化なりものの考え方、私は絶対戦争をやるべきではないという認識でしたが、米軍はもう明日にもイラクに行き戦争をやるんだという、このギャップにすごく苦しんで、英語よりもそちらの方の理解の方が大変だった感じがするんですが、その辺で今のところで、私としては、文化の差、それが国際化かなと、思うのですが、この辺について御説明をいただければと思います。

滝田高校教育課長 委員御指摘のとおりだと考えております。授業という言い方をしましたが、教科書を読むといったレベルではなくて、授業の中にさまざまな教材を取り入れてございますので、その中で文化を吸収していくといった側面を持ってございます。ただ、限られた時間ですので、恐らく多くの方々が要求というか、理想と描くほどの国際理解にまでつながっているかということ、各学校1名ですので、それほどの期待はできませんけれども、いろいろな文化を取り入れていることは確かです。授業の中では、具体的に生活をモデルとして、この時間帯にこういう生活をしているんだということで、英語だけで展開を試みようとか、そういったことを授業として行っておりますので、授業は必ずしも教科書だけには限ってございませんので、委員の御指摘の点も授業の中で展開していると御理解いただけたらと思います。

中込委員 このトータル29名ですが、英語圏の方だけですか。国籍は。

滝田高校教育課長 英語圏とは限りません。英語がいわゆる第一外国語、もしくは第二外国語というのでしょうか、その国としてはごく普通に話してございますので、英語が普通でないのは日本とか、ごくわずかな国だけだと思いますので、いらっしゃるのも、例えば英語圏という言い方でもいいと思いますけれども、オーストラリアにしても欧米にしても、基本的には英語圏ですが、必ずしも第一外国語が英語とは限りません。

中込委員 私の体験から、片言の英語でも勉強よりも国際感覚を持つことの方が大事で、その感覚が共通の土俵があれば英語も通じやすいというのが、私の体験

であり、この国際理解教育ということですから、それを含めながら、今後、語学及びお互いを理解することの両方をという感じがしますので、この事業は素晴らしいことですので押し進めていっていただきたいと思うのですが、その観点でお願いしたいと思います。

(休 憩)

(豊かな体験活動推進事業費について)

石井委員

義務教育の10款1項ですけれども、教の18ページになりますが、教育指導費のことでお伺いしたいと思います。新規事業の豊かな体験活動推進事業についてでございます。この中でうたわれているように、体験活動を推進していくということですが、確かに、体験しているいろいろなことを身につけるといいますか、その体験というのは非常に教育上大事でもありますし、日常の生活でも大事だと思っているところでございます。

その中で、2番目の命の大切さを学ぶふれあい応援プロジェクト推進事業費でございますが、150万円予算計上してありますけれども、内容についてお尋ねしたいと思います。

杉原義務教育課長

この豊かな体験活動推進事業費は、児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむため、社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、さまざまな体験活動を行うことが極めて有意義であるということで行っているものですが、命の大切さを学ぶふれあい応援プロジェクト推進事業では、3校を指定いたしまして、世代間交流や動植物の育成を通じて感性をはぐくみ、命の大切さを学ばせる体験活動のプログラムとか、指導方法の開発、そうしたものを研究して、その成果を全県に普及することを目指しているものであります。

石井委員

指定校3校ということですが、これは1年とか2年とかということでは、順次学校を指定していく計画でしょうか。

杉原義務教育課長

そのとおりでございます。この事業とすれば、平成20年度だけの指定になりますけれども、この事業が続くようであれば、またその次は別の学校というふうになっていきます。

(農村漁村生活の体験について)

石井委員

この3校のみならず、県内にも大変多くの小中学校があるわけですので、こういった事業をできるだけ多く体験していただいて、人材育成といった面でも生かしていただきたいと思っております。今後におきましても幅広く学校も指定校をふやしていただくということをお願いしたいと思っております。

次になりますけれども、農村漁村生活の体験をしていくということですが、これらの体験を実施するに当たりましては、今、知事が掲げている地産地消、あるいは農業の充実ということで取り組まれているわけですが、林業については非常に荒廃が進んでいるような状況下にあると思います。また、森林の尊さというものも、自然を体験する中で非常に大事なことだと思っております。それと漁業については、海から遠いということで、漁業というものについてはどのようにやっていくのかという疑問もありますけれども、そういった体験活動等を実施していくということですが、これらの内容についてお伺いしたいと思います。

杉原義務教育課長 この事業では、2校を指定して、約1週間程度の長期宿泊の中で自然体験とか世代間交流のプログラムを生かしながら自然体験、社会体験、職業体験をやっていくものです。中身は、例えば、山梨県の学校は、これは新しい事業なので、実績はまだないわけですが、似たような事業ですと、本県の学校が長野県の方へ行って、農家で「みそづくり」などを体験するとか、海辺へ行って地引き網をしたりとか、近くだと思うのですが、洋上へ出て、船からつりをするとか、そうした体験活動などもやっております。

石井委員 指定校2校ということで、これも先ほどと関係すると思いますが、一巡するまでには何年もかかるということになりますと、順次卒業していくわけですので、今後におきまして体験活動を生かした中で、さらに予算を増額するといった方向で検討できるかどうかお伺いしたいと思います。今後のことについてではありますけれども、非常に大事なことだと思っておりますので、その点について考えをお伺いしたいと思います。

杉原義務教育課長 これにつきましては、相当、金額もかかるものですから、仮に2分の1を補助するにしても、大変お金がかかりますので、指定校をふやすということとはなかなかできないわけですが、いろいろな形、その時々課題を踏まえてテーマを変えながら体験活動をやっております。先ほど言いましたような、長野県に行ったり、漁村へ行ったりするのも、そのときの課題を踏まえたテーマで体験活動を仕組んだものです。これはまたこれでやるわけですが、そうした意味で、体験活動の重要性はもう改めて申すまでもないと思っておりますが、いろいろな形に変えながら事業を続けていきたいと思っております。

石井委員 この体験は非常に幅広いことになるとは思いますけれども、例えば、この甲府盆地の果樹地帯でも農業が非常に衰退してしまっていて、耕作不可能だと、荒廃する農地もあるということもありますし、そういったものも見直していかなければならないと思っております。

それから、森林につきましても、手が今は入っていないということで、そういった現状も見てどう考えるか、あるいはどう示すかということが大事ではないかと思っておりますけれども、今の話ですと、なかなか指定校も多くできないということですが、できる限り地域性を生かして取り組んでいただければと思っております。

杉原義務教育課長 そうした意味で、県は農政部、観光部、知事政策室との連携を図りながらこうした事業を展開していくものだと思っております。本県の場合だと、他県から受け入れる、本県にないものを求めて他県へ出かけていくと、そうした相互交流をしながら農山村の活性化等にもつながるという意味もあると理解しております。

(ふるさと山梨郷土学習推進事業について)

石井委員 この自然体験というのは、学ぶものは非常に多いと思います。自然の摂理といいですか、そういったものは特に体験しなければ習得できないものがあると思いますので、今後もこの事業につきましては、新しい事業ということではございますけれども、押し進めていただけたらと思っておりますので、今後とも取り組みをよろしくお伺いしたいと思います。

それからもう1点、次のページになります。教の19ページです。ふるさ

と山梨郷土学習推進事業ですが、これらについては郷土への関心を深めるといふことと、また、誇りを持つ気持ちといふのは、そこに生まれ住んで育っていく段階に、郷土の特色といひますか、文化といふものを身につけながら誇れるといふことになると思ひますけれども、こゝういったものにコンクール等を実施していくといふ説明がされていゐるわけですが、これらについては具体的にはどのような形になるのでしょうか。

杉原義務教育課長 これは21世紀を担う山梨県のすべての児童生徒に郷土への関心を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持てるよゝな心情をより豊かにはぐくむといふことを目指しておゐるわけですが、実はこれはふるさと山梨郷土教材づくりといふことで、本年度、事業で郷土教材の資料集をつくつておゐます。これを小学校版と中学校版をつくりまして、最も児童生徒数の多い学年の児童生徒に行き渡るだけの数、例へば小学校であれば1万3,000名分です。これが山梨県の誇れる人材、文化財、自然、そゝしたのものについてわかりやすくまとめたものになっておゐます。これを使いながら子供たちが学習する。

今、御質問のあつた事業につきましては、子供たちがこゝした教材から自分なりに調査してみたいとか、もう少し調べてみたい、行ってみたいと、そゝしたものを報告する中で、コンクールをして表彰してこゝと、こゝういったものです。そのため、金額が少し低くなつておゐます。

(心の健康教育の推進について)

石井委員

わかりました。31万円といふことで、金額的には少ないと、このよゝに思ひました。ただ趣旨につきましてはわかりましたけれども、今後、大事な郷土を大切にすゝる心といふか、こゝういったものをはぐくむことは非常に大事だと思ひますので、今後とも推進していただきたいと思つていゝところでございます。よろしくお願ひします。

もう1点、よろしいでしょうか。やはり10款の1項で、心の健康教育の推進のことでございますけれども、教の20ページになります。いじめ・不登校対策についてですけれども、今、小中高ともに統廃合が進んでおゐます。上野原市におきましても来年度から柵原中学校、西原中学校が上野原中学校に統合されます。その次の年には、平和中学校が巖中学校へといふことでございますけれども、今までもいじめや不登校、あるいは保健室にとどまつていゝ児童生徒が多いといふ話を聞いていゝますけれども、環境が非常に変わつてきます。そうなると、さらにそのよゝなことへの対応が必要ではないかと思つておゐます。4番目の事業ですけれども、問題を抱える子ども等の自立支援事業を行つていゝたいといふことで、1,300万円余の予算が組まれていゝわけでありまして、調査研究を行つたといふことですが、既に統廃合が進んでいゝる中での調査研究ではもう遅くはないかと思つていゝますけれども、それらの点についてはどのような考へでしょうか。

杉原義務教育課長 統合に伴う子供たちの心理的不安の解消であるとか、親御さんの心配とか、こゝしたものの解消をするために、今考へていゝるのは、スクールカウンセラーの配置時間の増加とか、教員の加配によつて子供たちの不安を除いていゝたいと思つておゐます。

具体的には、スクールカウンセラーにつきましては上野原中学校に本年度までは280時間のスクールカウンセラーの配置時間がございましたが、それを420時間に増やします。同よゝうに猿橋中学校につきましても210時間だったものを350時間にふやすといふことを考へておゐます。

また、教員の加配につきましては、従来から学校を統合した場合に1人、加配をつけておりますけれども、それに加えて県の方からさらに加配をつけて、そして加配の教員も今までいた学校の先生がついていくようにして、子供たちの不安をなくすというような取り組みをすることとしております。

もう一つのお尋ねの自立支援の事業につきましては、これは調査費といえますけれども、これは国の名目が調査費ということになっておるものだから、本県の予算にもそうした名目でつけております。これはいじめであるとか不登校であるとか、問題行動がある地域について指定して、そこで学校だけでなく、地域の関係者も交えて、子供たちをどうやってサポートしていくか、そうしたことを研究していく事業であります。

(ふるさとやまなし心の教育推進事業について)

石井委員

よくわかりましたけれども、人材育成というのは次代を担うということで非常に大事でありますし、義務教育課においては、特に人材育成というのが基本になるものと思っております。そういったことの中で、ぜひ挙げられるいじめや不登校、あるいは暴力行為だとか、そういったものが1つでも少なくなっていくように御指導賜りたいと思っておりますし、この配慮に対しましてはありがたいなと思っておりますので、この事業の充実を図っていただきたいと思っております。

もう1点、教の21ページになりますけれども、ふるさとやまなし心の教育推進事業ですが、これは地域ぐるみで推進をしていくということと同時に、道徳教育を推進すると。今、思いやりだとか感謝の気持ちというものは非常に薄れてきているということで、よくそういう話がありますけれども、道徳教育をもう一度見直そうではないかというのが、もう随分前から話が出ておりますけれども、これについて考え方を伺います。

杉原義務教育課長

この事業は豊かな心の育成を地域ぐるみで推進しようというのですが、従来も地域と学校とが連携して、子供たちの心の教育ということで取り組んできたわけですが、小学校を指定すれば小学校と地域という形、中学校を指定すれば中学校と地域という形で、小中連携して9年間の中で子供たちをどう育てていくか、地域とどのように連携していくかというところについては、足りなかった部分がありまして、それをこの事業を通してやっていこうというものです。

これは1つ、例えば石和中学校であれば石和の東西南北、富士見の小学校があるわけですが、そうした中学校を中心にしながら、その学区にある小学校と全部連携しまして、それで9年間で子供たちをどういうふうに育てていくかということをやっていくものであります。今お話がありました、感謝の心であるとかそうしたものも、9年間の中で地域等の連携の中で子供たちのテーマとして取り組んでいくものです。

石井委員

桐原に青少年自然の里施設があるんですけども、その中で地域の特色を持ったといいますか、例えばいろいろな竹細工といったものを経験した人を講師に招くとか、酒まんじゅうのつくり方といった、その地域にあるものを公開したり、講師として招いたりしているんです。そういう具体的な取り組みを青少年自然体験施設で行われているんですけども、学校となりますと、そういうようなことがどこまでできるかなというような心配もありませんがこれは非常に幅広い観点から議論は進められていくものと思っております。

そういった点で、地域ぐるみで参加できるような形でできればなと考えて

おるところですけれども、身近なところでいいますと、桐原が道德教育の指定校になったときも、地域の皆さんが参加して取り組んだ経過があります。それは今、生徒と先生でともに道路のごみ拾いとかいろいろそういうものを毎月やっていっておりますけれども、そこを通行する人たちがごみを捨てたりするようなことがなくなるようにとずっと続けてきているのですけれども、こういったものが成果ではないかと思っております。

そういった点で、この事業も大事な事業ではないかなと思いますので、今後もぜひ推進を続けていただきながら、350万円余の金額ですけれども、さらに充実していただきたいと思っております。

(ふるさと山梨郷土学習推進事業について)

大沢委員 数点伺いますが、最初に、石井委員の質問に関連して、教の19ページ、ふるさと山梨郷土学習推進事業。これは今、『ふるさとやまなし』という冊子が出るということなのですが、平成20年度に出るんですか。

杉原義務教育課長 平成19年度の事業ですので、年度中に完成いたしますが、年度末の納品になってしまうかもしれませんので、そうした場合には4月の早い段階で学校の方に配布したいと思います。

大沢委員 それで、コンクールをするということで31万円ですが、欲を言えば、その冊子プラス、私は各小学校単位の、その市町村で副読本というかね、自分のふるさとのことを学べるような、そういう教材があってほしいと思うんですよ。というのは、ふるさとを愛しましょうと言うけれども、ふるさとのことを知らない人にふるさとを愛してと言っても、これは無理ですよ。それで、ぜひ、各教育委員会の方で副読本というようなものを作成して配布できるかどうか、その辺はいかがでしょうか。

杉原義務教育課長 市町村で独自にもう既につくってあるところもあるわけですが、私たちが作るものにつきましては、地区ごとに、市町村ごとに、必ず特産品を載せるようにしてあります。そうした意味で、どこの地区の子供たちでも、「自分の地区のものは何もない」ということのないように配慮がされているわけです。各市町村でもう既につくっていただいておりますが、これを機にまた市町村でもさらに、まだつくっていないところについてはつくっていただければなというふうなことは思っております。

(社会生活にいきる読解力について)

大沢委員 はい、わかりました。

その下にある社会生活にいきる読解力というのがありますが、課別説明書を見ますと、わくわくイングリッシュだとか、英語が出てきているんですが、国語が余り出てこないんです。最近、マスコミなんかで、国語力が不足しているということがよく言われるのですが、この読解力向上推進事業という、副教材をつくって配布するということなのですが、その辺をお聞きしたい。

杉原義務教育課長 これは山梨のすべての子供たちには、これからの社会をたくましく生きていくために、社会生活で働く国語の能力としての読解力の向上を図ることが必要であるということで、副教材を作成して小中学校に配布し、授業での活用を図っていただくというものです。副教材といいますと、今、学力低下論議がありますが、その中で活用力というのがほかの国に比べて落ちている

のではないかという指摘がありますが、昔の言葉で言えば読解力と活用力は応用力に近い言葉です。活用力というのは、いろいろな表であるとかグラフから読み取って、自分の考えを組み立てるとのことなのですが、そういった教材をつくっていいというものです。

(心の健康教育の推進について)

大沢委員

日本人の国語力が不足しているということがよく言われます。ここは日本ですから、ぜひ国語の方にも力を入れてほしい。24ページの今度は高校教育課に、国語力向上実践事業費ということがありますので、小学校、義務教育のときから国語力というものをつけるように、ぜひこれからもこのことについて力を注いでほしいと思います。

次に、先ほど石井委員から出ましたが、20ページの義務教育、いじめ・不登校になる原因を検討するというか、そういうことはやったことがあるんですか。

杉原義務教育課長

これは毎年、問題行動等の調査をして発表するときに、私たちも検討し、その原因について発表させていただいているところです。不登校でいえば、子供たちの生活のリズムがだんだん崩れて、夜型になって朝起きられない。起きられないので、朝御飯もうまく食べられないと。そうしたところで子供たちが学校へなかなかすっきりした形で来られないということがあってはないかということ。それから、先ほどの質問にもありましたが、子供たちが、人間関係づくりが、なかなかできないまま育ってくるケースが多くなっている。学校という共同社会の中で、子供たちがお互いに問題解決がうまくできなくて、自分の心の中に閉じこもってしまうようなケースがあるのではないかとということがございます。

大沢委員

いじめ対策事業費もかなり大きな金額が計上されているのですが、小学校のときからクラブ活動とか運動をさせるべきではないかと、教育の基本として、そう思うんですよ。私にも孫がいますけれども、スポーツ少年団で野球をやっています。そういう仲間の中でやっていくと、いじめだとか不登校というのはなくなっているんですよね。だから、いじめ・不登校がなくなる原因がいろいろあるだろうけれども、恐らくクラブ活動をしたり、野球やサッカーをやる人たちの中にはいじめや不登校がないと思うんですよ。私は、スポーツを汗を流して一生懸命やっていれば、不登校だ、いじめだなんて、一緒に学校に行こうとか、一緒に帰ろうとか、一緒にスポーツやろう、一緒にクラブ活動やろうという仲間づくりができていいと思うのですが、そういう分析が、もしされていなかったらしていただきたいし、分析がいい傾向ということであれば、これを推進していくと。いろいろな、心の悩みといった、いわゆる陰湿なものではなくて、もう少しおおびらに、仲間づくりやりなさいよ、スポーツやりなさいよということをするのも、いじめ対策に対する一つのやり方だと、これは私だけの考えですけど、そう思うんです。

そうした、いわゆるクラブ活動や運動とか、そういうものに積極的に参加するような方針を各学校等にしておく考えはないでしょうか。

杉原義務教育課長

本県では従来のいじめという定義でいきますと、非常に全国の中でも少ない方だったとは思っています。本年度、定義が変わりまして件数はふえておりますけれども、大部分で早期解決が図られていると思っております。

不登校につきましては、全国で下から数えて何番目という高い状況にあり

ますので、本県の最重要課題として取り組んでいただいております。

そうした意味で、スクールカウンセラーにつきましても、国の事業費のほかに県で独自で付けたり、いろいろな手当をしているわけですが、残念ながらまだ際立った効果は出ておりませんが、本年度の成果とすれば、不登校になった子供たちが再び学校に行ける率が1割上昇しました。これは大きな成果だと思っております。それは生徒指導の担当の教員が集まりまして、いろいろな事例を出し合って、その事例の中から学ぶものがあるかということで研究をしております。不登校の原因もさまざま、これといった決め手が対策としては打てないのが実情ですが、そうした中でも1割の再登校率がアップしたということは大きな成果だと思っております。

いろいろな事例の中から共通して、これは有効ではないかというものを、教職員の指導必携という形で今まとめているところですが、今度、そうした必携はポケットに入るサイズのもので、いつも机の引き出しに入れたり、ポケットに入れていただきながら先生方に見ていただいて、自分の指導の工夫の材料にしてもらえればと思っております。

(文化財保護調査費について)

大沢委員

いろいろな事例が出てくると思うのですが、孫が野球をやり出したのは小学校3年で、それまでは毎年、1月に1回ぐらい風邪を引いて、学校を休んでいたんですよ。ところが、野球をやり出したらね「おじいちゃん、僕はことし1回も休まないよ。風邪を1回も引かない」と言うんです。だから、健康のためにもいいし、心の健康やいろいろな面で、いい結果が出てきたので我が家では喜んでます。そういう事例があるということだけ、今後の参考になればということで、蛇足ですけども、申し上げます。

続いて、文化財の保護について、文化財の調査費のことで載っています。所管事項に入りそうな質問であります。この間、甲府城の絵図が発見されたんです。かつて全国に甲府城についての情報をとということで大々的にやった記憶が私もある。そのときに発見されなくて、つい最近発見されたということですけども、甲府城の絵図が発見された経緯について伺いたいと思います。

竹井学術文化財課長 先ほど予算の中で御説明したとおり、平成17年から甲府城跡保存活用等調査検討委員会を立ち上げ、図面等を中心に全国の文献調査を実施しております。これにつきましては、たまたま先週でございますけれども、京都大学の工学部の建築系の図書室にあったのを発見いたしました。今までの調査対象というのは建築系の部分より、むしろ歴史系の図書館を中心に調査していたわけですけども、今回、思いもよらずに建築系の図書室から1640年から1670年ぐらいの時期だと思っておりますけれども、極めて貴重な甲府城の前期の図面が発見されたという経過でございます。

大沢委員

甲府城の整備は今年度までやるんですね。まだ終わっていないとすれば、新しく発見された絵図に基づいての整備計画をまたつくっていくのかどうか、その辺はどうですか。

竹井学術文化財課長 甲府城の整備につきましては、平成12年だと思っておりますけれども、終了しております。今やっておりますのは、平成17年からスタートしまして、甲府城の本丸周辺の姿を明らかにしていきたいという趣旨の調査事業を、平成17年から4年間かけてやりまして、平成20年度が報告書を作成すると

いう段階でございます。

大沢委員 45ページの文化財保護調査費の中で、8番目の県指定史跡甲府城跡保存活用等検討事業というのがあるのですが、これはどういうものか。

竹井学術文化財課長 先ほどから説明しております事業がこれに該当いたしまして、平成17年から平成20年までの調査研究事業です。

大沢委員 今回、発見された絵図の検討は入るのか入らないのか。

竹井学術文化財課長 平成20年度の報告書の中に貴重な絵図面でございますので、当然記載をする中で、新しく発見された項目につきまして甲府城の姿を明らかにしていくということです。例えば、稲荷やぐらの南側に2棟のやぐらが新たに発見されておりますけれども、これらも当然この報告書の中には記載すると考えております。

(文化財保存事業等について)

大沢委員 貴重な資料ですから、それを生かしていただきたいと思うのですが、次に46ページに、文化財保存事業等とか、埋蔵文化財の調査費とかありますが、先ごろの新聞に寺本廃寺の話が出ていました。ついこの間、いずれかの新聞に、他県で文化財をある業者が買って、その建物を壊したらその会社が倒産してしまって、改めて市がその文化財を今、買いにかかっているとかいう記事が出ていた記憶があるのですが、それと同じように寺本廃寺も、せっかくのよい史跡なので、保存することが大事だと思うんですが、その保存について、きょうの新聞を見ますと、町長に陳情があったとか何とかとありましたけれども、ぜひ残していただきたいと思うのですが、寺本廃寺のことについてお伺いしたいと思います。

竹井学術文化財課長 ただいまの御質問は、寺本廃寺における宅地分譲開発の取り扱いということだと理解いたしております。実は、寺本廃寺につきましては、7世紀後半に建立された、山梨県でも最古に属する寺院跡ということでございます。ただ、中身等につきましては、600年代の後半ぐらいの白鳳期の時代の遺跡でございますので、調査等をする中で、一部の寺域がわかっているという状況の中と、あわせて研究員の見解とすれば重要な文化財であるため、その保護と保存のために、今回、開発事業者との協議または地権者との協議を十分行う中で地元の市が保存に向けて対応していただけるように、今後、笛吹市に指導を行ってまいりたいと考えております。

大沢委員 県としては、市に対して保存をとということでしょうか。県の方で何らかの、例えば市がこうしたいというものに対して助成なり何かをするというお考えはないのでしょうか。

竹井学術文化財課長 県教育委員会では平成12年ぐらいから、ここにつきまして市指定あるいは県指定、国指定という順次段階を追うような手続を地元市町村に対して指導しております。これは、一番重要なことは、要するに地権者の同意が得られるか得られないかということで、現在におきましても約3分の2の方が同意をしております。そういう地元の事情もございまして、これをクリアしないと、まず市の指定にもなれないという状況でございます。そうしま

すと、市の指定、県の指定、国の指定という順序で行くと思うのですけれども、現在の状況におきましては指定のない部分の中での、要するに県費の補助というのは予算ではございません。

ただ、地下遺構の確認調査等につきましては、国庫事業を伴うような事業でございますけれども、抜本的な解決にはならないのではないかと考えております。

(県立博物館について)

大沢委員

非常に難しいですね。市町村にすれば、開発するため道路をつくろうかと思ったら、そこに遺跡があった。こんなものがあるのは困る、早くやっしまえというふうなことも、かつては多かったんですね。せっかくの遺跡がいつの間にか農道になっていたり、市町村長にすれば、遺跡があれば2年も3年もかかって、道路がつかれないということが今でもあるんですね。しかし、大切な遺跡を何とかして守っていかなければ、もうつくり直すということはできないんですよ。そんなことで、いろいろな遺跡が出てきたら、それをどのように保存し、どのように調査していくかというものを早く決めていただいてね、なるべく失われないように努力をしてほしいと思いますが、それはそれとして、次の50ページの博物館の事業です。

県立博物館ができて数年たっているのですが、好評といえば好評、不評といえば不評かもしれないのですが、私は県立博物館がつけられるときに教育厚生委員長としてね、つくるかつくらないかということをおさんざんやったので、そのときに、条件を入れているんですよ。これは是非していただきたいということなのですが、それは、国宝が山梨県には5つしかない。建物が2つあって、展示できるものが3つしかないですよ。ところが、全部国立博物館に行っているんですよ。何とかして山梨に戻してくれと。せっかくいい博物館をつくったんだから、こちらの方へ展示させてくれと言っているけれども、1つも返ってきていないということですね。今回も木喰展が開催をされるようですけれども、これは本物ですか。レプリカですか。

竹井学術文化財課長 これは生誕290年祭の木喰展、全国に多数あります庶民信仰の微笑仏を全国から実物を集めて展示する企画展でございます。

大沢委員

それはありがたいことですよね。木喰仏は、なかなか、貸出ししてくれないということだったので、企画展をやってもレプリカかなと思って、恐る恐る聞いたのですが、本物を展示するというこれは大変な企画展だと思うんですよ。今、県立博物館に楯無鎧がありますけれども、あのときもそんな話をした覚えがあるんですよ。レプリカでなくて本物を展示してくれと。ぜひ、菅田天神社をお願いをして、こちらの方へということで、なかなかその辺の交渉がうまくいかなくて、レプリカになってしまったんですけれども、だれが考えても、本物が県立博物館にあって、菅田天神社へ行くと本物は県立博物館にありますということになると、県立博物館の地位が上がるんですよ。ところが、県立博物館にレプリカがあって、本物は菅田天神社にありますということになると、来た人たちが「何だ」ということになると思うんですよ。県立博物館とはこんなに地位が低いものかということになるので、これからも努力をしていただいて、ぜひ本物を県立博物館に展示できるような、あるいはどうしても1年中はできないというのならば、前にもお話ししたように、何とか国宝の3点がぐるぐると1年間、展示できて、確かに山梨県にもこれだけの、達磨絵図とか山水画とか楯無鎧があるんだよと、国宝が

あるんだということを知らせたことが博物館の使命だと思うんですね。

そんなことで、この木喰展も、レプリカだろうなと考えただけでも、全部本物をあちこちから寄せ集めてきてやるということで非常にありがたいことなので、ぜひこれを多く知らしめていただきたいと思うのですが、博物館の建物に入って見て感じたのは、何となく親しみやすさというものが、ないんですけど。この前、お話ししたようにね、何か安らぐ場所、そういうものを入り口のあの辺に考えるということではできないでしょうか。入った途端に、奥に中庭があって、何となくかた苦しくてなじめない感じなのですが、いかがでしょうか。そういう批評は来館者から受けていないでしょうか。

竹井学術文化財課長 県立博物館は開館して既に2年が経過しております。県立博物館では、通信簿ツアー等を昨年実施する中で、県民各位あるいは多数の県民の代表者から意見を聞いております。受付等の一部、レイアウト等の問題も指摘されておりますけれども、今後、みんなで作る博物館協議会の中でどのような方向に変えていけばいいのか論議をいただく中で考えてまいりたいと思っています。

(教職員給与費について)

樋口委員 3点伺います。1つ目は、当初予算概要には、はぐくみプランの実施ということで、新規事業で入れているのですが、課別予算説明書には出ていない。予算がないからだということだと思いますが、このことについて教えてください。

広瀬次長 はぐくみプランの予算は教職員の人件費にかかることでありますので、委員がおっしゃった、当初予算概要、あれは主要な事業ということで掲げてありますから、項目だけで金額は掲げてございません。この課別予算説明書の中では、それぞれの小学校、中学校の教職員の方に含まれているとお考えいただけます。

樋口委員 進藤委員が質問されたことの中のお答えに入っているかなという理解を、一番初めの質問の中でさせていただいたのですが、はぐくみプランというのは小学校1、2年生の少人数学級は現行と同じと考えていいんですね。

広瀬次長 小学校1、2年生の扱いについては現行と同じでございます。

樋口委員 現行の小学校1、2年生の少人数学級がそのまま維持をされて、知事公約の中学1年生に対する少人数学級、35人学級が実施をされます。それについては、特別に新たにふえる予算は必要なくて、現行の加配とか、いろいろなやりくりの中で十分対応ができるということによろしいですか。

広瀬次長 今、予算に計上させていただいております人件費の中で対応ができるというのがお答えでございます。なぜかといいますと、中学校1年生へ少人数学級等を導入しますから、その分について新たに先生等が必要になりますから、その手当はいたしますが、一方で、全体の学級数の減少に伴う先生の余剰とか、それから、先ほど御質問が出ておりましたけれども、上野原市とか大月市における適正化規模を達成するための統合等による余剰とかが出てまいりますので、今の人数で可能になります。

樋口委員 12月議会あるいはその前の議会等で少人数学級の規模について質問をさせていただいて議論があったのですけれども、少子化、あるいは人口減社会が進行するということで、過疎地を先頭に、さらに少人数学級が求めるものは、現状の受け皿がさらに進んでいけば、35人からさらに中学1年生においては、実態として少人数になっていくという可能性の方が今後、より可能性として考えられると理解していいですか。

広瀬次長 もし、今おっしゃったように、周辺部を中心に過疎化がどんどん進行していけば、必然的に子供たちも少なくなっていくでしょうから、今のままの学校規模で、そのまま経営をしていくと、必然的に少人数を行う学級というのは、実態としてはふえるのだと思います。

ただ、子供たちの教育のために数が少なればいいのかということ、そういうことではありませんで、県教育委員会では、昨年3月、学校規模の適正化の報告書等も出したところでありまして、ある程度の適正な規模というのは必要だと考えておりますから、そちらの方への施策というものも一緒にやっていきます。

樋口委員 わかりました。
この委員会の初めに、今言ったことも含めた計画をつくるというようなお話があったのは、教育振興基本計画ですね。これは違いますか。

広瀬次長 教育振興基本計画は、今考えておりますのは、県教育委員会として、全体を網羅した基本となるべき計画と考えておりますので、その中にはぐくみプランの話ですとか、そういうものが入ってまいります。

(県立美術館ミレー館について)

樋口委員 よくわかりました。
次に、美術館の事業について聞きます。47ページ、先ほども出ましたけれども、このミレー館のことで伺いますが、この間、補正のときに既に今年度で300余万円、補正予算が承認されまして、実質設計案を盛るということでありますけれども、今議会の始まる前に総務部長からも説明を受けたときにも疑問に思ったのですけれどもミレー館がオープンするのは1月5日、6日と、来年ですね。そういうことですけれども、どうしても自分の思いの中に、多く観光客を集客する、誘客する施設という思いがありまして、そのハイシーズンの秋に山梨の美術館の象徴であるミレー館がリニューアルできないものかという思いが非常に強くて、疑問に思いました。
この2月議会の補正ではなくて、もっと早く始めて、平成20年度のハイシーズンにオープンするというようなお考えはなかったのでしょうか。

竹井学術文化財課長 実は、県立美術館は今年度30周年ですけれども、ミレーの絵につきましては、「県立美術館の30周年の歴史 わたしが選ぶこの一点」ということの中で、9月13日から90日間、企画展を開催いたします。このときには企画展示室の方へミレーを展示しなければならないということと、もう一つあわせて、全体の事業のスケジュールを考えますと、常設展も開きながら、企画展も開催しながら、美術館の2階の部分をほとんど全域にわたって改修をしなければならないという状況でございます。

1月5日のオープンに間に合わせるためにあえて設計費だけ2月補正に

提出をさせていただいたという経過の中で、1月5日をねらっておりますのは、お客さんは確かに一番少ない時期ですが、ただ、正月明けということで、例年、美術館にはかなりのお客さんが訪れます。県人が中心で訪れます。そういうことを考えると、いわゆる県民の方々には1月、2月、3月の、比較的すいている時期に美術館にご来場願いたい。あとは4月以降、全国にも当然打って出ますので、その辺も含めて、そのような企画対応をしてみたいと考えています。

樋口委員

「わたしが選ぶこの一点」、当然、バルビゾン派作品群がその上位を占めると思いますから、言われてみればミレーの展示が必要という気もします。ということは、一番ハイシーズンには、企画の中でお客さんにミレーを見させることができると。明けて1月には新しいミレー展示室で、その作品群だけを集中的に、県民も含めて見ることができ、そしてオープンした新しいミレー館は、常設展としていくという理解ですか。

竹井学術文化財課長 ただいまの常設展示室におきまして、これを要するにワンフロアーに改装する中で、そこにミレーとバルビゾン派だけを置こうと考えております。あわせて新規購入作品も目玉の一つになるのかなと思っておりますけれども、それもあわせて展示をしてみたいと考えています。

樋口委員

わかりました。新規に購入する絵画はどのぐらいの予算で、何点ぐらいを予定しているのですか。

竹井学術文化財課長 教の47ページで先ほど少し説明いたしましたけれども、美術資料取得基金、本年度末で2億1,200万円ございます。この基金を充当いたしまして、ただいま作品のリストアップ、調査等を行っております。60点ぐらいの対象物件が出てきております。4月以降、それらの鑑定とか、お金の問題も含めまして作品のよしあしを得る中で、スケジュールとすれば物品の購入ですので、7,000万以上的場合には議決が必要でございますので、9月議会にという方向で鋭意選定を進めているところです。

樋口委員

わかりました。

「わたしが選ぶこの一点」については、いただいた資料を見ますと、もう既に集計をされているのでしょうか。展示物は、7月から12月まで5か月にわたってアンケートをするとありますが。

竹井学術文化財課長 ただいま集計中でございます。各館、あるいは県内の美術館等に、投票箱を設置いたしまして、それらを回収してただいま集計をしています。

樋口委員

美術品は、あそこにあるものだけですか。それとも県内にあるものも含めてですか。

竹井学術文化財課長 県立美術館の所蔵品ということで対象にしています。

(県立中央高校について)

樋口委員

わかりました。大河ドラマ「風林火山」の後ですから、そちらの意味での質問ばかりで恐縮ですが、非常に期待させていただきます。

3点目ですが、中央高校のことについて伺います。予算に全然そう

いう反映がなく、寂しいな、残念だなと思っております。全庁的な検討委員会を立ち上げて、さらに改善に向けて知恵を絞っていくような御答弁を本会議でも委員会でもいただいたというように思いますけれども、そういった検討する委員会なり場を何回かお設けになられましたか。

山本新しい学校づくり推進室長 中央高校の施設につきましては、9月議会での答弁を踏まえて、11月1日に第1回目を開きまして、これには県内8校の定時制高校の校長、並びに高校教育課、総務課も入った中で、庁内検討会を開催いたしました。

それから、この中では生徒数の将来予測ですとか、現在通っている生徒の通学状況とか、それから今それぞれの高校の課題、現状、そういったものを発表していただきましたし、年が明けて第2回目を2月7日に開きまして、さらにそれを踏まえて、昼間部の希望者増への対応をどうすべきか。また、定時制の夜間部というものは、このままでいいのかどうか。また、定時制独立校のあり方として全国的には進んでおりますクリエイティブスクールとか、定時制というイメージを脱却するようなさまざまな動き、そういったものをあわせて、定時制独立校はどのようにあるべきか、ということについての議論を進めております。

今後はさらに新しく策定する予定の構想の中で位置づけることを念頭に置きながら、10年後を見越した定時制・通信制高校のあり方というものを検討していくという予定になっております。

樋口委員

検討を進められていることについては評価をさせていただきます。また、その検討の、今おっしゃったことは、昼間部の入学希望増、あるいは編入希望増ということもあるのでしょうか。その数字とか、夜間部について、あるいはクリエイティブスクールという言葉も出ましたけれども、そういう検討の状況についてまた教えていただきたいと思います。

平成20年度の入学希望者の状況はもう把握されていますか。

山本新しい学校づくり推進室長 平成20年度につきましては、昨日、入試を実施いたしております。中央高校に関しましては、全体で180人のところ、現在、127ということで、0.69倍でありますけれども、昼間部について見ますと、普通科昼間部が定員60のところ58名受検。昼間部の情報経理40人のところ35人受検という状況で、若干定員を下回っております。夜間についてはもっと下回っているという状況でございます。

樋口委員

わかりました。若干、定員数を下回るということで、多分今までと同じような状況だと思いますが、もし今までと違うような状況がもしおわかりになりましたら、ことしこういう特徴があるとか、今までと同じだとか、今わかることがありましたら。

山本新しい学校づくり推進室長 定員数につきましては、大きな動きはないものと考えております。

樋口委員

わかりました。

冒頭申し上げましたように、いただいた答弁のようなことの予算にじわっと見えてくるようなことを期待しているのですけれども、なかなか難しいということでもあります。例えば、義務教育課では、先ほどいろいろな質疑があ

りましたけれども、いろいろなメニューで生徒指導や心の健康の問題についても対応していると。さらにメニューがふえていると。あるいは、高校教育課では、産業人を育成する、あるいは社会奉仕活動をするメニューがつくられていますし、社会教育課では、いろいろなメニューを継続して、さらにあちこち肉づけをして新年度予算に盛り込まれておりますけれども、あるいはハードの面でも、それぞれの特別支援学校にスクールバスも含めてきちんと対応していると思っておりますし、普通高校においても耐震化がそれぞれ進んでいると。本当に取り残されているのはここかなという気がしてならないわけですが、そこについてはなかなか知恵を絞っても、そう簡単にいくものではないかなという気もします。しかし、例えばほかの県の状況を知るような、先ほど言った庁内検討委員会を少し大きくしたようなものをつくって検討を重ねて、改善に向け努力をしていくとか、あるいは今後2年かけて、また新しい高校新構想を策定するということがあります。峡東はめどがついたが、関西・南がこれからだ、そしてその後、新構想策定だということになると、結局、時がたってもすき間が埋まらずに過ぎていってしまうのではないかなという気がしてならないわけですが、それについてどうでしょう。

山本新しい学校づくり推進室長 私どもが考えておりますのは、昨年、いろいろ御指摘もあつた中で、整備構想というものはもう最終段階であるという認識を持っております。そして、そうはいっても、峡東の問題が今、決着しそうだということでしたら、お待ちいただきました。そして、この1月に決着をいたしましたので、私どもは新しい構想に着手をさせていただきたいということで、今回の予算をお願いいたしました。

中央高校は定時制の問題がおくれているという御指摘がありましたけれども、なぜ最初につくらないかという点は、中央高校を新しくつくろうとすれば、昼間部のほかのところ、例えば蕪崎高校の定時制、昼間部定員40ありますけれども、蕪崎高校の定時制はそのまま残した中で中央高校をやっていくのか。それとも、昼間部という中で蕪崎高校も含めた中でやっていくのかという、いろいろな選択肢がありますし、夜間もこのまま、あるところをそのまま残せばいいのかという問題もありますし、甲府工業についても、今のような工業3科という形でいいのか、そういったことを全部もう1回洗い直しませんと、全体の規模とか、定員の規模とか、施設規模とか、それから学科の問題とか、そういったことが固まらないということで、今、私ども鋭意やっております。

そういった中で、新しい構想の中で、このことは必ずしっかり議論をして、位置づけて、教育委員会としては中央高校が狭隘化している、老朽化しているという認識は持っておりますし、できるだけよい環境の中で学ばせたいという気持ちもございますので、県全体の予算の問題もありますけれども、できるだけ早く方向性を出して構想に盛り込んで整備に向けて取り組んでいきたいという考え方でございます。

樋口委員

新しい高校整備構想が2年かけて策定されるということでもありますから、その後ということではなくて、ぜひその中で、いい結論といいますか、改善を見出してほしいと思っておりますし、全庁的な委員会ではなくて、教育委員会の中での議論でありますから、もしそれで行き詰まったら、外へ出て、例えばですけども、ほとんどの人がそうでございますが、私、新年度はこの委員会ではなくなりますから議論に加われませんが、教育厚生委員会で視察に行って、また全員で問題を共有するとか、やっていなかったことをやる

中で、知恵を絞っていただき、少しでも前進していただきたいと強くお願いをさせていただいて終わります。

(専門高校地域連携事業について)

臼井委員

まず、高校教育のものづくり人材育成について、専門高校地域連携事業、1,449万円について説明してください。

滝田高校教育課長

この専門高校地域連携事業については、昨年度、文部科学省の指定を受けて事業を始めたものでございます。当初の予定は3年間、指定をいただけるということでございますので、昨年度に続いて今年度もこの事業を組み立てさせていただきました。事業の概要については、9月補正のときにも説明させていただきましたように、大きな柱は4本ございます。1つ目は、生徒が企業等に行って、現場での実習を行う。2つ目は、企業から最先端の技術を持つ技術者に学校に来て指導していただく。3つ目はさらに高校の教員も最先端の設備等を誇る企業へ足を運んで、そこで技術を磨く。4つ目が、企業と学校とが共同して何か研究開発を進めていくといったものでございます。

臼井委員

いわゆる中堅技術者を育成するということで、県立産業技術短期大学校とのいわゆる連携というか、系統的な人材育成ということがありますよね。それはまた別立ての予算ですか。

滝田高校教育課長

産業技術短期大学校との連携には、私どもも委員として加わってございますが、その事業自体は商工労働部の方の事業ということで、教育委員会には予算としては特に計上してございません。

(シャトルバスの運行助成について)

臼井委員

次に科学館ですが、相変わらずシャトルバスの運行助成は600余万円計上されているのですが、この実態は現状どうなんですか。

今村社会教育課長

科学館は開館当時から公共交通機関ということでバスを運行しております。今は北口から、トンネルを抜けまして、地場産業センターを經由して科学館までということで、土日、子供たちが学校がお休みで科学館へ行くようなときに運行をしております。夏休み中、長期休業にも運行しているということで、路線バス対応で600万円前後補助をしております。満員というわけにはいかないのですが、子供たちの活用には、どうしても必要だということで県としては足の確保ということで、現在も運行をしている状況でございます。

臼井委員

私は近くだからよく見ているんですけども、大変、利用度が低い、いわゆる活用されていないように思えてならないんです。ですから、これはもう当初、科学館を設置した場所があつた場所だからということで、シャトルバスの運行は当初からの約束事でやっておるのですが、余りにも活用というか利用が少ないということ、運行しているバスに会ったりもして見えています。これは当初と全く変わらないパターンでやっているんですか。

今村社会教育課長

科学館、平成10年7月に開館をいたしました。その時点では当初、2台のバスを出していただいて、1日に48便運行してまいりました。翌年、1年後に1台に減らし、それから便数も16便に減らして対応して、現在も、

昨年から若干、年間の運行日数等を少し削減をする形でやってきております。

(学校給食について)

白井委員

これは、専門のバス会社に依頼をしてやっているんですよね。そういう意味で私は、こういうものも相当検討や工夫する余地があるのではないかなと思って、あえてこんなことを言っているんですが、運行しているんだけど、乗っていないんですよね。どのくらいの利用がされているか数字を持っているかどうか、私は知らないけれども、とにかく利用度が極めて低いと承知をしているから尋ねているんです。もちろんそういう実情で、台数を削減したり、48便を16便にしたということですけども、どちらにしても、何もしないというわけにはいかないと思うんですけども、いろいろな工夫があってしかるべきかと。これは、本庁が毎日それを見ているわけではないけれども、科学館ではそれはよくわかっているはずですね。どのくらいの利用度があるのか、どうなっているのかということ。山梨県は車による公共交通、あの場所は公共交通云々なんて言える場所ではないんですけども、車によって日常の生活が営まれているという山梨の現状ですから、当初から相当改善してきたという今の課長の御説明ですが、もうちょっとチェックしてみたいかがかなということを指摘しておきます。

それから、42ページの学校給食であります、学校給食そのものは今、学校給食会にすべてを移管しているんですか。

今井スポーツ健康課長 学校給食の物資については学校給食会で扱っております。しかし、学校給食の現場では、学校給食会から取る物資と、地元の業者から入れる部分で使い分けております。よろしいでしょうか。

白井委員

ここに、配送品補助80万円というのが計上されているんですよね。これは長距離で、例えば甲府市の業者が早川町とか、へき地の方に運搬することは大変ではないかということで、補助をしているということでしょうけれども、学校給食というのは学校給食法に定められた事業ですよね。そういう中で、当初は学校給食会というものが教育委員会の中に事務局があって、食材に限らず、単価の問題、いろいろなことを県が決めていたという状況がかつてありましたよね。課長、わかりますか。

今井スポーツ健康課長 学校給食会は、スポーツ健康課長が理事長をやっていた時代もありますし、そうした関係から、県のかかわりがかなり強かったと思います。物資の価格につきましては、特にパンとか牛乳については、県も相談を受ける中で決定していった経過があったということは承知しております。

白井委員

県の教育委員会の中に事務局もあって、県の担当が相当深くかかわっていたと。加工賃とかいろいろな問題に対してね。今、聞いてみるとアドバイスしていたというんだけど、学校給食という制度は、学校給食法という法律に基づいて行われている制度でしょう。別に行政に関係のないという事業ではないはずですよ。

もっと具体的に言いますと、御案内のとおり、原料が何十%の値上げだという報道がされて、今、パンの原料とか小麦粉とか、いろいろなことで、業者さんは原料の高騰によって、大変悩まされているという状況をもちろん聞きもするし、同時に、例えばパンや何かの値上げというのは、恐らく皆さん驚くでしょうけれども、いまだ何十銭上げますというレベルでやっているわ

けですよ。1円とか5円なんていう範囲ではない。いまだ何十銭上げますよというレベルなわけですよ。ところが、原料の高騰は何十%の高騰だと言われている。このときに、法律で定められている学校給食について、県教育委員会当局は無関心でいるのか、いないのかということをお聞きしたいわけですよ。いかがですか。

今井スポーツ健康課長 先生がおっしゃるとおり、原油の高騰等から、諸物価が上がってきております。先生が一例を挙げられましたけれども、小麦についても例外なく上がってきております。こうしたことから、パンにつきましては、来年度、値上げをしていくと。給食費が値上げになる市町村が、現在で9市町村くらいあると思います。さらに残りの市町村は検討中ということで、給食費等の値上げが今、話題になっております。

この原因というのが、今言ったような原油高でございますから、パンを中心にいろいろな食材の値上げが給食費にはね返ってきますので、上げざるを得ない状況になっておりますので、これについて、特に県教育委員会では指導はしておりませんが、市町村教育委員会が中心となって上げ幅について検討しているという状況でございます。

(市町村埋蔵文化財発掘調査費助成金について)

白井委員

過去どのくらいの範囲で関与していたかということ、相当以前のことだから、現在の担当課長は熟知していないように思うので、これ以上の質疑は控えますが、極端に言うと、ともかく昔はおおのの町に1軒、2軒、パン屋さんというのがあった。もちろん、ない町もあったでしょうけれども。ところが、その多くが今、廃業をして、教育委員会でも、へき地という言葉がいいか悪いか知らないけど、へき地に至っても、業者が大変長距離を運搬しているわけですよ。だけど、これだけ物資が高騰してくると、途端に経営に厳しく響いてくる。しかし、現在、本当に数社しかないわけです。山梨県では学校給食会のパンを作っている企業は数社しかない。それが全県下まかなっているわけです。だから、私の知る範囲では1社でも廃業に至ったら、即刻学校給食に大きな影響をもたらすということは事実です。

3%や5%の値上げではない。何十%という物資の値上げだということが報道されているし、さらに、先ほど言ったように、課長の答弁に、値上げを検討しているところもある、また、既に値上げを決定しているところがあるということですが、私の知る限り、くどいようですけれども、例えば給食パンの値上げの範囲というのは、いまだ何十銭だと思っただけですよ。そうではないですか。いや、知らないんだったらやむを得ないけれども、課長補佐や担当リーダーが知らないっていうのもおかしいものだと思うけど。まあ、そういうふうには、恐らく2円、5円、値上げなんていう話は、私の知る範囲では、まず絶対あり得ない。間違いだったら、指摘してもらって結構ですけども。

値上げします、また相変わらず何十銭ですなんていって、これはとても業者は立ち行かないという状況に間違いなく近時、遭遇してきますよ。そういう意味で、市町村に任せています云々という、守備範囲がどうなっているか、法律上の県の権限だか県の義務だか、あるいは市町村権限、義務が知りませんから、私の立場ではここで議論する以外ないから申し上げているんですが、ともかく何とかこの辺をよく調べられて、そして山梨県の、80万円という、この学給パンに対する予算はすべて県費なのか知りませんが、学校給食のパンの配送が、今後とも成り立つのか成り立たないのかということ、現にこれだけ原料の高騰が叫ばれていますから、ぜひ、ひとつそれは考

えて、関心を持っていろいろと尽力、努力をしてみしてほしいということ、私の立場では、これは要望する以外ないので、ぜひお願いしておきます。わかりましたか。ぜひ、教育長もよく承知しておいてください。

それから、教の45ページから引き続いて46ページ。文化財の関係で、市町村埋蔵文化財発掘調査費補助金、1,700余万円というのが計上されております。これはいつかも担当課長に御指摘しましたけれども、県は、これはひとつやめようと、カットしていこうということを一時期言ったはずですね。ところが、いろいろな反発等があって、これを継続して、この補助金の制度を次年度に当たっても約1,700万円の補助を計上しています。そして、1年間、よく考慮して次に備えていくと、こういうふうに私は伺っているんだけど、最近も甲府城の資料が関西の大学で、新しく見つかったとか言っていますけど。今の何町になるのかよくわかりませんが、古墳が2つほどあって、最近、県ではこれに対してようやくいろいろな看板をつけようということに着手したようですが、あれは県がすべて行うことなのか、私も詳しくは知りませんが、このことについては将来の課題ということで、とりあえず今年度は従来に従って計上してあると。将来はという疑問がついていることは、私は承知しています。

そんな点で、文化財保護、いろいろなことを言っているながら、一方ではわずかな、ささやかなものをカットしていこうという動きが残念ながら過去、この予算計上に至るプロセスの中であったように聞いていますが、将来的にこのことはしっかり、この程度のものを、これだけ後世に伝えていこうということは将来ともしっかりと県費の補助というものは位置づけてほしいなと思いますが、いかがですか。

竹井学術文化財課長 先生の御指摘にありました補助金につきましては、確かに予算の編成の過程の中で新行革大綱、平成19年12月に定められておりますけれども、この中におきまして、民間有識者等で組織されております経済財政会議の中で、早期の見直しの必要性を指摘されたものでございます。平成20年度につきましては、現状どおり、今後、市町村と協議を進める中で補助金の補助率と役割分担を含めて協議をしてまいる課題と認識しております。

臼井委員 その認識まで質問で既に言っておるんだけど、将来にわたって、このことは今回、そういう方針をペンディングというか、とりあえず中止をして、今回、こちらに計上しましたということだけでも、将来に対してもこのことは留意していったらほしいという、そのことを私は示しているのであって、その意味で、将来に向けての意気込みや決意のほどを伺っているわけで、過去のプロセスは私がちゃんと説明したわけだから。いかがですか。

竹井学術文化財課長 確かに全国的な水準等もあわせた中で検討し、市町村や民間団体との役割分担の明確化というのを今後は図っていかなければならないと考えます。

(県立博物館事業費について)

臼井委員 最後に県立博物館ですが、教50ページ、3億1,500余万円と書いてありますが、当然のことながら、この総額は間違いありませんよ、博物館にかかわる予算はこれがすべてですか。教えてください。

竹井学術文化財課長 県立博物館の事業費につきましては、3億1,500万円でございます。ただ、この中には職員の人件費などは入っていません。

白井委員 それらを入れて、アバウトでいいからどれくらいですか。

竹井学術文化財課長 平成20年度の予算で4億5,800余万円でございます。

白井委員 開館当時、ランニングコストが4億5,000万はかかると、すごく議論になったんだけど、人件費入っていないからやっぱりかかっているんだね。ということは、人件費が1億3,4千万かかっていると。博物館の現在の状況はわかりませんが、オープンした当時は1日当たり約500人、今は約その半分、私が思っている数字ではそのくらいですね。オープン時は約500人、今は大体1日その半分くらい。これは将来とも下降をたどっていくだろうという予測を私はします。

そこで、「博物館の評価について」という資料を見ると、博物館は5年目の段階において総合評価をしようということになっているんですね。昔は十年一昔と言っていた時代もありましたけれども、今はこのスピードの時代、五年一昔とも言えないような、まさに目まぐるしい激変な時代だと言われていることはご存じのとおりですが、今回、来年、平成21年4月から、文学館、美術館は指定管理者でやりましょうということで知事の施政方針でも言及していました。それから博物館は実は除かれているわけですよ。

それで、何で除いているのかと探してみると、5年目の総合的な評価を得てからだという教育委員会はそういう思いのようですが、美術館も文学館も、平成21年から指定管理者にしましょうと言っているわけですよ。平成21年というのは、まだ1年先です。それを、博物館に関しては5年目の総合評価を得て云々。5年目の評価も10年目の評価も30年目の評価も、これは必要です。毎年の評価も必要です。それはそれでいいんだけど、5年たってみて指定管理者の問題を議論しましょう、考えていきましょうというのは、いささかおかしくはないですかということを私は提起したいわけです。

今、5年目の評価なんていう話、行政にはあるかもしれんけれども、民間の社会には絶対ないですよ。年々歳々の評価とか、隔年の評価とか、節目の評価ということはもちろんあるかもしれませんが、5年目の評価を見てからこの博物館の運営について考えていこうというのは、私は、おかしくはないですかと申し上げるわけです。

そういう意味で、ともかく、まだ実施するには、美術館も文学館も1年先あります。博物館の人件費だけで年間1億4,000万かかるということを聞いてびっくりしましたよ。1億4,000万といたら大変なお金です。職員が何人いるかわからないけれども、専門職、あるいは非正規の職員もいるんでしょう。しかし、どちらにしても、あそこの人件費が年間1億4,000万かかるということを聞いたときに、私は本当に驚きました。しかし、現にそれだけ人間がいるんでしょう。特別、県の他部署に比べてサラリーが高いというわけではないんだらうから。職員が何人いるかわかりませんが、博物館の評価は私ども、あそこへ行ってきた人に、「次、行きますか」と聞くと「行かない」というのが多くの方々です。何割かとは言えないけれども、リピーターは少ないなという感じがします。率直に言わせてね。

美術館には100人行っても、文学館には20人も行かないという、この実態だから、これは博物館もしようがないんでしょうけれども、しかし、費用対効果やいろいろなことを踏まえてみても、この辺も別に5年目の総合評価を得ずして、2年、3年ぐらいの評価でどうか。今既に2年半たっている

んですよ。そういう意味で、5年なんていうことを言わずに真剣にこの問題も考えてほしい、私は強くこの点も要望しておきます。いかがですか。

竹井学術文化財課長 県立博物館につきましては、建設当時から種々いろいろな論議があったことを十分私も承知しております。そういう状況の中で、この県立博物館の運営について、平成15年当時から県民の代表から成る、みんなで作る博物館協議会というものをオープン以前でございますけれども、設立する中で、博物館の運営を今後どうしていこうという検討が県民各界各層の代表者によって行われておりました。現在もその組織は続いております。そういうことの中で、県立博物館につきましては、県立施設しては唯一、県民が直接、博物館の運営、企画等を評価する外部評価制度組織を持っております。そういうことの中で、毎年、評価をいただく中で、博物館の運営改善を行って2年半が経過したという状況でございます。

これらの総合的な、県民からの評価を受ける中での運営ですので、それらをよく見ながら、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

白井委員

これで終わりますが、私は県立博物館に対して、1点に絞って答弁を求めたわけです。役所が、まだ足かけ3年だから、指定管理者制度の対象にしていけないというスタンスなものだから、それは違うでしょうと。評価は毎年やっている。また、5年目の総合評価も結構です。10年目の節目も結構ですよ。役所ですから、民間以上にそういう評価みたいなことは、ある意味ではしっかりやらなければならない。税金を使っていますから。そういう中で、今、課長は何を今後課題として考えていくと言ったのか、僕はさっぱりわからないけれども、私は、指定管理者について、5年を経てから考えますということは、ちょっとあり得ないよと思うんです。あの好評な美術館でさえ、指定管理者へ委ねるといいますから。あなた方が5年たってからって言っても、実行するには何年もかかってしまうのではないですか。本当に失礼な言い方だけど。5年たって、総合評価を踏まえて、やっていきますといたら、大体、役所のパターンからいくと、まず5年目の翌年、6年目にスタートするなんていうことはまず考えられない。私が今までいろいろと何十年も、この行政の実態を見ている限りでは。

皆さんの意見はそれでいいんだけど、今までそれでよければよかったのでしょけれども、こういう実態に即した指摘や注文があるんだから、素直にその辺は再考するぐらいの答弁がないと、引き下がれませんよと申し上げている。どうですか。

竹井学術文化財課長 博物館につきましては、特に今回、指定管理者制度にのらなかったという最大の理由は、民間に任せられない調査研究、その他の成果の県民への普及とか、教育普及及び企画交流事業等、行政がみずからやらなければならない調査研究等を含んでおります。そういう状況の中で、今回の美術館におきましては、その部分をそっくり除いた格好の中での、その部門だけの指定管理者制度の導入ということですが、今後、その辺も博物館等々のあり方とあわせて検討してまいりたいと思っております。

白井委員

最後と言ったけど、まだそういう話になると、私も言わざるを得ない。

あなた方の考えでは、美術館も学芸関係は外すんですよ。そうでしょう。承知して私は言っているんだ。言ってみれば、民間がかなうところは民間に任せるぐらいの。今の話を聞いてたら、5年たって決まらないじゃない。

研究をするんだ、何とかをするんだ。美術館だって学芸部分は、文学館もそうでしょう。その学芸部分は委ねないんでしょう。将来出てくる図書館だって、いろいろ、そういう研究をしなければならないと思いますよ。今の答弁はわかっているんですよ。民間に委ねることができないものは委ねませんよ、そんなことはよくわかっているから言っているんです。

ともかく、課長はお立場上、それ以上言えなかったら、そこにいらっしゃる、もっと責任あるお立場の方々が本来答弁すべきではないですか。私はそう思いますよ。課長の答弁は、上司の思いを超えるわけにも、立場を超えるわけにもいかないはずですから。しかし、これだけ私はある程度熟知しながら言っているわけですから、そのことに対して、あくまでも5年たって、7年から8年後からやります、あるいはやりませんではなくて、学芸の方は、民間に任せないものは民間に任せません。これは文学館も美術館もそう。文学館もそうでしょう。文学館の担当は、あなたでしょう。美術館もそうでしょう。専門職が携わらなければならないようなところについては、よくわかるんです。指定管理者というのは、専門職でなくても、どなたでもできるものを民間に委ねるわけですよ。そうじゃないですか。だから、そんなわからないような答弁していると、これで最後と言いながら、とどまるわけにはいなくなっちゃう。

広瀬次長

おっしゃっていることは十分理解しております。今この時点で答弁するのは非常に難しいのでございますけれども、県庁全体の指定管理者制度、いろいろな各部局で持っている指定管理者制度導入の考え方を統括している部分がございますので、ここでしないと平成21年度導入には間に合わないわけがございますから、ここでは御提案させていただいていないので間に合いませんけれども、今、臼井委員がおっしゃっていることがどのように対応できるかということ、指定管理者制度全体を把握しているところと検討をさせていただきたいと考えます。

(副委員長と交代)

(学校給食について)

鈴木委員

食育関係で3点ほど質問をさせていただきたいと思っております。所管の方で思ったのですが、お話が出ましたので、私自身もわからない部分がございますので、お聞きをしたいと思うのですが、まず、先ほど臼井委員の方から出ました、山梨県学校給食会、昭和24年に始まったと聞いているのですが、その当時と今の運営方法で違いというのは、まずどういう違いがあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

今井スポーツ健康課長 昭和24年に設立したということですが、財団法人として活動を始めたのが昭和32年です。学校給食会の目的は、学校給食用物資を円滑に供給し、あわせて学校給食の普及充実と、その健全なる発達を図るという目的で、物資の供給をしております。当時、記録がありませんので、はっきり申し上げられませんが、理事等の役員に県の教育委員会の教育長、スポーツ健康課長のメンバーが加わっていたということがございます。

平成17年から、経営が安定してきたということで、理事長に民間の学校関係者のOBを充てて、すべて県教育委員会の役職についていた者は退いております。そういった状況でございます。

鈴木委員 多分、昭和42年に給食の関係の研究協議会というのが発足しているんですよ。昭和46年に、先ほど課長の言われた取り扱いを始めていると思うんです。そのときは、山梨県の教育長さんの名前も入っていたのかな、その辺はどうですか。

今井スポーツ健康課長 当時は教育長が会長を務めていたと思います。

鈴木委員 この間、私、名簿を見させていただいたんです。これに山梨県とありますから、これは当然山梨県の教育長さんも理事になったり、それから課長さんも理事になって運営されているなと思って見たら、理事の中には全然入っていないんですね。5年か6年前から、理事長さん1人はやられているんですね。あと、全部理事を調べたら、理事は学校の先生を退職して、それをただ頼んで入っているような感じ。また、退職された方は、また理事にお願いをしているということの中で、その辺はわかりますか。理事会、給食会の先生方も入っているんですけども、理事さんたくさんいますよね。そういうことは余りわかりませんか。

今井スポーツ健康課長 学校給食会の理事は、13名で組織しております。評議委員が23名で組織しております。この理事会の理事の中には、地区ごとに各小中学校の校長先生に就任をしていただくとともに、現場の栄養士、共同調理それから小学校の現場の栄養士が入って13名で構成しております。理事長でございますが、理事長は県の教員のOBが務めておりまして、平成15年4月1日に就任しております。現在もその方が理事を務めております。

鈴木委員 これは社団法人ですか。

今井スポーツ健康課長 財団法人です。

鈴木委員 財団法人ですか。財団法人ということは、要は、県自体、教育委員会というのは関与していないということですね。どうですか。

今井スポーツ健康課長 学校給食会は県教育委員会にかかわる財団法人でございますから、設立許可をしております。それが1点でございます。一般的に、財団法人でございますから、許可をしたところの部署で年1回、指導的な検査をしているという状況でございます。

鈴木委員 指導はしているんですね。例えば、パンとかそういうものの価格に当たっても、その辺は行って話し合いをしたり指導をしたりとか、そういうことはしているんですか。

今井スポーツ健康課長 物資の価格については、例えばパンの場合は小麦粉、原材料と加工賃で決まってまいります。それを業者と話し合いの中で単価を出して、学校給食へ供給をしているということになると思います。他の物資につきましても、同じような方法で学校給食会が関係する学校給食へ物資を提供しておりますけれども、他の一般の小売店よりは安く供給をしている状況でございます。

鈴木委員 例えば、運営自体の資金というのはどういう流れですか。

今井スポーツ健康課長 学校給食会も、早く言えば卸売問屋みたいな感じですから、その仕入れと売りがあります。その差額が学校給食会の利益になりまして、職員の給料等を払うとともに、給食会の運営にも使っているという状況でございます。

鈴木委員 調べればわかるんですが、大体、年間の運営予算は1億円ぐらいですか。1億円超しているんですか。その辺わかりますか。

今井スポーツ健康課長 現在は、扱う物資も減っておりますし、市町村の学校も地元の小売店育成という観点から地元の小売店から買う量がふえてきておりますので、学校給食会の取り扱う物資が減ってきております。そうしたことで、利益も薄くなってきておりますので職員の削減等を図っております。はっきりはわかりませんが、利益は、もう1億円を切っていると思います。

鈴木委員 それを聞くと、山梨県とあるけれども、要は株式会社と変わりはないですね。教育長も入っていない、担当の課長も入っていない、自分たちで運営して、へき地へも給食の食材を配ったりしているかもしれないけど、要は、地域の、例えば学校の栄養士が、地域から安いものを供給してもらうのに、逆に会から圧力をかけて、前にもあったんですよ。それは米飯給食の米を納入するときに、今までは会から業者が委託を受けて搬入する。だけど、地元から先生が買ってやった方がずっとものがよくて、調合されているので品質もよくて、値段が安い。そういうことであると、意義に反するような学校給食会ではないのかなと思っているんだけど、その辺、何か聞いていませんか。

今井スポーツ健康課長 米飯給食に関する米でございますが、米は地産地消の最たる物資でございます。現在、80%以上、地場産の米を使っております。山梨県自体が、米は外から持ってこなければならぬ中で、地場産がそれだけ使われているということは、学校給食会の努力があるということでございます。さらに価格の面へいきますと、地場産の米と小売店で売っているブレンド米では、確かに小売店で売っているブレンド米の方が安い状況です。しかし、地産地消を進める観点から、ある程度地場産を勧めていくという実態はあると思います。

鈴木委員 私も見にいつてきましたよ。米の質も違うと思えましたよ。給食会が入れたものと、地場でやった、例えば栄養士さんたちが献立で使った米というのは、全部品質を調べてもらったら、いいときもあるし、悪いときもあるんですよ。だから、学校給食会がいいなんていうことは言えないと思う。調べたことありますか。

今井スポーツ健康課長 私どもで調べたことはございません。

(栄養教諭について)

鈴木委員 調べていないことは言わない方がいい。僕たちは、この間から調べたんですよ。現状、先ほど臼井先生から話もあつたけれども、偉くなれば偉くなるほど圧力をかけるんですよ。だれに圧力かけるかという、栄養士に圧力かけるんですよ。なぜかわかりますか。今まで納入した取引業者を切って、地元の業者を入れるんですから、それは圧力が出るのは当たり前です。それが

ら、売り上げが減るのは当たり前でしょう。それを守ろうとしているのが今の学校給食会です。だから、品質とかそういうものにかかわらず、要は、取引業者として現状動いているというのが、山梨県の学校給食会なのかなと。自分たち独自で給食会を動かしているんですから、何でもできる。山梨県もいろいろ言えない。栄養士もいろいろ言えない。だれが運営しているんだということです。理事全部でやっているのかといたら、そうではない。何人がやっているのではないですか。

その現実、今、これ以上言いませんけれども、よく調べた方がいいと思います。どういう運営をしていただいているというふうになっているのか。その点、山梨県が入っていかないとおかしいじゃないですか。いつ山梨県が撤退していったかどうなのかも、それも古いことだからお聞きしませんけれども、多分そこには原因があると思うんです。その原因は言いません。私も調べてみましたが、その辺をしっかりとしないと、山梨県学校給食会というイメージとほど遠い団体になってしまいます。これは、一応そういうことがあるということで認識していただいて、その辺でとめおきたいと思います。

次に、残念に思うんですけれども、これは教育長に聞くんですけれども、平成19年度に5名の栄養教諭を誕生させたということで、全国の中からすると非常におくれていることはたしかですね。今年度、一応5名を各教育事務所に振り分けたと思うんですが、何で今年度はこの予算の中にそういうものがないんですか。とりあえず課長に聞いた方がいいですか。

今井スポーツ健康課長 平成19年度に5名の栄養教諭を配置しました。当初から検証のお話を説明させていただいているところでございますけれども、配置拡大に向けては、今年度配置された栄養教諭が中心になって進めている推進事業の効果を検証しつつ、拡大に向けて検討していきたいということでございます。

鈴木委員 山梨県は予算がないのかどうかわかりませんが、文部科学省の教育の関係で考えると、3年間ということで栄養教諭の配置に470名。それから、平成20年にすると、157名という配置をしたいということなのですが、この157名のうちの、山梨県はどうですか。要望しているんですか。

広瀬次長 委員さんが今おっしゃられましたとおり、平成19年度の5名、それから今、スポーツ健康課長が申しましたとおり、平成20年度も引き続き5名、で、国の方から県の方へ見込みでいただけるだろうと思っているのが5名でございます。

鈴木委員 昨年この委員会の席で、他の委員さんの方から給与関係の話が出たと思うんですよね。平成19年度の5名の平均年齢というのはどのくらいになるんですか。

今井スポーツ健康課長 平均年齢はわかりませんが、一番若い人で30代、一番年をとっている人で50代ぐらいです。学校栄養職員、いわゆる栄養士さんは医療職の適用になりまして、学校栄養教諭となると教育職で、給与の組みかえが必要になってきますが、直近上位でっております。

鈴木委員 わかりました。そうすると、例えばですね、栄養教諭、30歳でも40歳でもいいですよ、栄養教諭30歳、栄養職員30歳、この場合の給与を含めて年間幾らの差になっていますか。

飯窪福利給与課長 先ほど、スポーツ健康課長が申しましたように、直近上位で切りかえをしています。そのほか、栄養教諭という立場になりますので、教職調整額、義務教育等教員特別手当等が加算されてきますので、年齢等によって誤差がありますが、年間の総所得20万から30万台というところが現状でございます。

鈴木委員 私、見たときに、例えば40歳の場合、栄養教諭と栄養職員の場合は、全部含めて年間で26万ぐらい。先ほど言ったものを含めて26万ですよ。そうすると、月割にすると2万2,000円ぐらいではないですか。そんなに変わらないんですよ。栄養教諭と栄養職員というのは。

飯窪福利給与課長 40歳の場合ですと、先ほど言いましたように、月割で言えば2万程度ということによろしいかと思えます。

鈴木委員 そこでですね、先ほど広瀬次長の方からも、年間5人と行ったけれども、全国的にはもっとすごいスピードで、食の安心・安全というものも含めて、栄養教諭をつくってあるんですよ。教育長、方針としてですね、全国的にこんなに進んでいるのに、なぜ山梨県は5人かと。聞いてみたら栄養教諭の実績を見て本県で次年度考えるなんて、これはだれがしゃべったかわかりませんが、そうではなくて、試験を受けて、講習を受けて、先生になった5人が実績を待っているのではなくて、実績が出ているからやっているんですよ。これはそういう理解ではないですか。例えば5人なんていうのよりも、年間10人とか15人やりますよというふうな、1人当たりの賃金見てください。そんなに変わらないでしょう。月10人にしたら幾らですか。栄養教諭をつくるって、そんなに金かからないんですよ。

それ以上申しませんが、もっと考え方を広く持って、そういう食教育を子供に教えようとするれば、5人ぐらいで何ができて、本当にできないんですよ。ですから、栄養教諭というのをもっとふやしていただきたいと思えます。

それから、今、末端の地域の各教育事務所へ5人配置していますよね。課長、聞き取り調査なり、見に行ったことがありますか。

今井スポーツ健康課長 学校現場へは行っておりませんが、平成19年度の事業を検証する中で栄養教諭、それから市町村の教育委員会の担当者、保護者等と話し合いの機会を持っております。

鈴木委員 私は行ってきました。大月、甲府、全部行ってきました。何か問題があるかと話聞いてきました。話を聞いて問題なかったですか。

今井スポーツ健康課長 現在、栄養教諭の配置をしている学校で、食育についての文部科学省のモデル事業を受けてやっております。食育推進の事業でございます。

鈴木委員 仕事上で問題ないですかと聞いているんです。

今井スポーツ健康課長 その点は、特に聞いておりません。

鈴木委員 5人の栄養教諭ですよ、一般の栄養士とうまくスクラムを組めると考えていますか。

今井スポーツ健康課長 学校栄養職員も、食育に関する非常勤講師の指定を受けたり、チームティーチング等で実際に生徒たちに教えておりますので、さらに栄養教諭はその指導的な立場にあるということで、自分たちの経験で得た情報を、県内の各学校へ流していただけるようお願いをしておりますから、スクラムを組んでやっていけるものと考えております。

鈴木委員 実際にそうしていただければいいんだけど、現実には、栄養教諭と学校栄養職員で、分かれちゃうんですよ。なぜかというところ格差の問題がある。栄養教諭につくと、学校栄養職員とは身分保障が、そんなにお金が違わないのに、考え方の意識が全く違ってきているんです。ですから、その人たちは綱引きになっている。栄養教諭は話ができなくなって、ほかへ飛ばしてくださいという事例だってあるんですよ。なぜ摩擦が出たのかなと思ったら、栄養教諭と学校栄養職員の身分差があるようなことをこの間、聞いたんです。それはやはり地元へ行って、栄養教諭とか学校栄養職員に話を直接聞いてもらわないとわからないかもしれない。大月のことも聞いて、びっくりしたんです。だから、先生をおいてマイナスになるのでは、やらない方がいいとこの間思ったんです。

でも、国が進めているのに、マイナスになるようなことになってはまずいから、その辺をもっと努力していただきたい。今、試験を受けて60人ぐらいが受かっていると思うんだよね。そのうちの5人ですから。その後から入っているんだけど、その後の人はこれから講習会をやるのかどうかも、テストもやるのかどうかも、後で答えてもらいますけれども、わかりませんけれども、少なくともテストを受けて受かっているのに、5人は受かった、あとの人はみんなそのまま、それではかわいそうではないかなと。それで、テストの成績がどうで上がったか、下がったのかも、その辺も私のところもわからない、選定基準もよくわからないし、そういうのはうまくないと思うんですよ。

その資格があるのに、資格を受けさせたんだから、年次別に例えば10人ずつでも先生にしていくと。大して給料も変わらないですよ。ですから、そういう方向性につくっていただいた方がやはりうまくいくのではないかなと思うんですけれども、その辺、教育長、どうですかね。

・瀬教育長 今、手元にある平成19年9月30日現在の資料でございますが、栄養教諭の全国的な配置状況を見ますと、いまだにゼロという都県が2県、それから山梨県を含めて1けたが18県、それから2けたがほとんどですが、半分ぐらいですが、3けたの県が2県あります。2けたもいろいろございまして、2けたで多い県は91というのと50を超えた県で、51人と91人というのがその次に多いぐらいで、あとは大体、2けたも10とか11とか12とか、こういう数でございます。私どもの県と似たりよったりのところの県は、例えば3人とか5人とかいうふうな状況でございます。

山梨県が特に少ないという状況ではございませんが、ことし、栄養教諭も配置できたということでございますので、この栄養教諭が実際の学校現場の中で配置されたときに、どのような課題が出てくるのか、あるいはどういう効果があるのか、そういうことをしっかり見極めて、ふやしていくならふやしていくということを考えていかないとだめだと。現状では、特に山梨県が

特段少ないという状況ではない、そう認識しております。

学校栄養職員は学校給食の管理ということをやっているわけなんです、栄養教諭となりますと、子供たち、あるいは先生方、あるいは地域に対して、食に関する指導という面を持っていますので、若干役割が違うというところで、そのところで栄養教諭と学校栄養職員で違いを、それぞれが意識し過ぎていくという状況ももしかしたらあるかもしれない。そういうふうな状況を見極めながら、よりよい方向へ持っていきたいと。

いずれにしても、望ましい食習慣がつけられるように、子供たちの指導をしっかりやっていこうと思います。

鈴木委員

最後になりますけれども、今、教育長の方からお話いただいたのですが、上で考えているものと現場で実務に当たっている栄養士なり栄養教諭なりは違うということをもっと認識をしていただきたいと思います。

それから、全国的に山梨県は、と言いましたけれども、栄養教諭がやっとできた。多くの先生が長年、進藤先生のところもそうなのですが、食育の中で栄養教諭といってやっと5名になったのですけれども、これはやはり長いスパンの年次別にふやしていく、国がそういう方向性ですから、やはりふやしていくような方向をとっていただきたいと思います。

そんなことで、うまい方向に行けるように努力をしていただきながら、子供たちも食の安全・安心、あるいは生きる力を教えてやれるようになると、そういう栄養教諭の立場もつくりながらやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(副委員長と交代)

(県立高校におけるクーラーについて)

小越委員

数点お伺いします。最初に、私の認識不足かもしれませんが、本会議で教育長が、来年度、県立高校のクーラーの問題について調査をされるというふうに本会議でおっしゃったと思うのですけれども、それはこの予算のどこに入っているのでしょうか。

都築学校施設課長

空調の設置については前々回、委員会でも答弁しましたように、各学校施設の状況の調査、昨年の夏の調査、これをまた精査すると同時に、どういう対策がよいのかということを検討しております。既存の予算の中で断熱とか、人工芝を設置するとか、そういう形の中で温度差がどう変わるのかとか、特に項目出しで予算措置はしてありませんけれども、調査研究を平成20年度も続けていく考えであります。

小越委員

平成20年度は調査研究ということで設置ということまでは行かないということですか。いつごろその結果をまとめる予定でしょうか。

都築学校施設課長

年度につきましては、まだ明確に自信が持てておりませんので、ここで答弁できません。各教室の温度は、単年度ではとてもわからないと。昨年度の例だけではだめですので、もう一度、平成20年の例を踏まえながら、それから先につきましては、全体の予算の中、それからまだ調査すべきもの、各都道府県の状況、受益者負担という言葉がどういう使い方になるのかわかりませんが、他の県では導入に当たって、受益者に当たる子供、いわゆる保護者から負担を取っている事例もあります。これについてどういう形で

導入するか等、学校等も含めながら検討してまいりたいと思っておりますので、予算化されるというのは、少なくとも2、3年後まではどうしても結果が出るまでにはかかるかと思っております。

(教員給与費について)

小越委員

また、その結果を御報告いただきたいと思っております。受益者負担については意見がありますが、ここでは述べません。

次に、先生方の人数のことです。進藤委員の方から先ほど御質問があって、そのときに、来年のことはまだ示されていないというお話があったのですが、先ほど栄養教諭の方は大体このぐらい来るのではないかというお話もありましたし、今度、国の学校標準教職員の数のところが変わりましたよね。副校長を置くとか、主幹教諭とかを置く置かないということがあったり、それから栄養教諭が百二十何人ですか、それから非常勤で7,000人ぐらい見ておるとかというふうに、国全体では教員の増員とっているんですけども、それも含めて山梨県にどのぐらい、国の括弧づきの増員ですけども、こちらの方に回ってくると見込んでいるのでしょうか。

広瀬次長

今、いろいろな要素のお話がありましたけれども、栄養教諭、先ほどお話ししたのは、国に対して5名見込んでいるということでございます。それから、主幹教諭とか、そういう関係については、まだ本県として導入する決定はしておりません。それから7,000人の非常勤について、本県でどれぐらい取るかということは、まだ今からの話でございまして、確定したものはまだいただいておりません。

小越委員

増員と言いながらも、実情は括弧づきの増員で、余りふえないというのが全国的な状況かと思えます。それで、この小学校、中学校、高校の先生方、先ほど最初の説明で、給与費が小学校マイナス、中学プラス、高校はマイナス、特別支援学校はプラスとあったのですけれども、今ここに書いてある小学校3,553人、この数がこの給与の方々の、お支払いしている正規の先生方の人数かと思うのですけれども、来年度は各小中高、特別支援学校、給与プラスマイナスがありますので、何人ふえて何人減るのか、各学校種別にお示しいただきたいんですけど。

広瀬次長

最終的に学級数に応じて人が張りついてまいりますので、したがって、先ほど先生方から見ていただいた課別予算説明資料ですね。今、小学校何人、中学校何人と書いてありますのは、これはことしの1月時点で、現員で計算するシステムになっております。この数字と、それから実際に4月に学級数が固まって、そこで標準法に基づいたり、あるいは加配の、今から国で正式にもらったり、そういうもの等が、今からの話になりますので、この時点で何人ということは、今、確定数値というのはございません。予算は現員で見積もっております。

小越委員

予算は現員で見積もっていると。この課別予算説明を去年のものと比べますと、小学校マイナス46、中学校プラス25、高校がマイナス11、支援学校プラス13です。その後のいろいろなやり取りは、加配とかあるかと思うのですけれども、現在はこのぐらいの数字で、小学校が50人切るぐらいに減って、中学は20人ちょっとふえる。こういう大体的見込みというか、正式な数はまだ出てこないかと思うのですけれども、この給与費のところで

いけば、大体もう人数がわかると思うんですけども、理解はそれでいいですか。

広瀬次長 見積を現員でしております。それはそういうことで御理解いただいているかと思えます。実際にどういう人数になるかということについては、義務標準法で学級編制が決まって、そこに何人必要かということになるわけです。それがわからないので、現員で見込んでいるというふうに御理解をいただきたいと思えます。

小越委員 大体この数で合っているんですね。

広瀬次長 よほどのことがない限り。

小越委員 そうしますと、今、ここの職員の先生方は、期間採用の先生方はここには入っていないんですね。正規の職員の方の給与の分ですね。

広瀬次長 期間採用も入っております。

小越委員 行政改革大綱によると、平成23年度までに6.4%減らすと。教育委員会関係でいくと、この前、資料をいただいたんですけど、教育委員会で平成23年度までに544人減らす。このうち知事部局、これは多分、大学だと思えるんですけども、120人減る。これは大きいんですけど、そのほかに、事務局が92人、小中271人、県立学校61人とあります。この小中、それから県立を合わせますと、332人ですか、結構な数字が出ているんですけども、この数字を削減する。何か根拠があってこの数字が出たと思うんですけど、この根拠と、今後、どうしていくおつもりなのか伺います。

広瀬次長 教育544人のところの数字でお答えしていただいてよろしいですね。もと数字の確認をさせていただきます。

今、小越委員がおっしゃいましたとおり、行政改革大綱の30ページに教育で544人というのが出ておりますけれども、そのうちの、中には県立大学の分も入っておりまして、我々の所管する教育委員会分でありますと420人という数字で、それが事務局と小中学校と県立学校の内訳で、トータルその数字で、定員適正化に伴う削減数と考えております。

どのようにそれを削減するのかということでございますけれども、先ほどの話で出ておりますように、基本的に小中の教員数というのは、義務標準法で学級数が決まれば、それに応じて先生の数は当然、自動的に決まっております。全体の児童・生徒数の減少に伴って減る学級数の減分、それから午前中も申しましたけれども、学校の適正化を図ることによって、学校規模が大きくなると、小規模の学校よりも教員数は結果的に少なくなる。少なくなるというと変な言い方でしょうか。相対的に少ない量で対応ができると、そういうことがございます。

それから、先ほどお話に出てまいりました、例えば美術館、文学館の指定管理者等もその減員の要素に入りまして、それらで達成ができるものと今は見込んでおります。

小越委員 特別どこかを削減するのではなく、子供さんの数が減るから自然に271人ぐらい減るという理解でいいですか。

であると、今、教員の先生方1人当たりの子供さんの人数って多分出ると思うんですけど、それは減ったり増えたりするんですか。

広瀬次長

申しわけないです。子供1人当たり先生の人数というのは、今、私、手元に持っておりませんが、その前段で先生がおっしゃった、特別どこかを減らすのかということで、例えば指定管理者導入が特別に入るということであれば、それは特別そこで減らすということかもしれませんが、基本的には先ほど申し上げた児童生徒数が減少していくことによる自然減というのでしょうか。それから適正規模化が順次図られることによる減というもので飲み込みが可能だと考えております。

小越委員

今までと状況が変わらないという認識だと思うんです。子供たちと先生方の数との関係でいきますと、増えも減りもしないという、自然減でいきますとそういうことかと思うんですけども、もう一つ、期間採用はここに入っているとおっしゃったのですけれども、非常勤の先生方は、市教育委員会でそこはカウントしているから、わからないかもしれませんが、高校の場合は再任用という先生方がいらっしゃいますよね。退職後の生活給のためにやらねばならないかと思うんですけども、この再任用の先生方も、この減らすという数にカウントされるんですか。

滝田高校教育課長

減らす数という意味ではなくて、全体のこれだけの人数という中には、再任用の数ももちろん入ってございます。ただ、教科等のバランスもございしますので、たまたまここについては何人というふうなことが出てくるだろうと思いますが、減らす割合の中に改めて再任用を入れているといったことはございません。

小越委員

再任用の先生方も生活給だって必要かと思うんですけども、それよりも新規の先生を、新採を雇った方がいいと思うんですけど、例えば今回、養護教諭のスクールヘルスリーダーが入っていますけど、若い先生方にもう1人、OBの先生を入れるというんですけど、それよりも養教の先生方、大規模校ですと大変です。養教2人配置というふうにして、ベテランの養教の先生と若い先生と、そういう組み合わせもあると思うんです。再任用や非常勤や、それからOBとかではなくて、新規の採用をふやすというのが、若い雇用の問題も含めて新規採用をふやしていくべきだと思うんですけども、その点いかがですか。

杉原義務教育課長

養護教員の採用については、本課の方でやっておるんですけども、学校に今のところは1名が基本です。大規模校について養護教員が2名配置されている状況ですが、学校数に応じてその養護教員が決まってくるので、将来の子供たちの人数の推移、そうしたものと学校数の推移、そうしたものを見て採用していかなければなりませんので、そこはかなり難しい。現状で、今足りないからといって、一遍に採用してしまうということは難しい状況です。

小越委員

養教の話と一緒に、先程の再任用と新規の先生の関係はどうでしょうか。足りなかったところは期間採用と再任用、もしくは市教育委員会の場合は非常勤で埋める。コマ単位でこの先生にこの時間やってもらう。そうではなくて、学校は今、かなり多忙化しています。先ほどお話を伺いますと、これが

ら平成23年度まで自然減で、ほとんど今と変わらないと。そうしますと、先生方は今、非常に多忙しています。報告書の文書書くのが大変です。子供たちの指導、また、あるいは保護者の話を受けたりとということで、先生方が多忙を極めているのは、教育委員会の皆さん、非常にわかっていると思うんですけども、それには正規の先生を雇うのが一番の筋だと思うんですけど。再任用の先生方もそれを定数から外して、正規職員を雇うべきだと思うんですけども、その点の今後のお考えがありましたら、ぜひお考えを示してもらいたいんです。

杉原義務教育課長 義務の関係で期間採用を雇っている方が多いので、義務教育課の立場でお答えをさせていただきますと、育休を取っていらっしゃる方、それから病休等を取っていらっしゃる方、そうしたところへどうしても期間採用者を充てなければなりません。育休も、いつ復帰するかというのは、アクシデントがあったりしますと、正規教員がいつでも現場へ復帰できるような状態というのはつくっておかなければなりませんので、そうした意味では期間採用者を採用するということが、どうしても出てきます。そうした要素が5,500人の教職員の中におりますと、やはり相当の数が出てまいります。義務関係では200人を超える期間採用者がどうしても出てくるということがございますので、御理解をお願いしたいと思います。

小越委員 200人を超えるというのは、全国的にはすごく多いんです。これが恒常的なのであれば、そこを雇えばいいのではないですか。ことしは5人かも、来年は100人かもしれない。大体、コンスタントにこのくらい出てくるのであれば、今、先生方の年齢のピラミッドがどちらかという和高目になっているというのもありますし、青年の雇用の問題から、期間採用や、それから非常勤の職員ではなく、正規の職員を充ててもらいたいと思います。

それから、もう一つ、35人学級についてです。先ほどの説明ですと、新たに先生方を雇うのではなくて、児童数の減と統廃合によって35人学級を実現していくというお話だったのですが、ここを、もう3月に入っていますので、35人学級実施で、大体、何クラス増えるのでしょうか。

広瀬次長 35人学級を中学校1年生に導入することを決めましたので、2月1日時点で、各市町村教育委員会に対して新たに中学校1年生がどこの学校に入るのかという調査をしまして回答を得ました。その2月1日時点のものによってお話をしますと、該当校は21校でございます。このうち、仕組みとすれば、今の小1、小2のかがやきと一緒に、人数は違うんですけど、35人学級編制を選択するか、あるいは学級編制はそのまま、アクティブクラスといって加配を選択するかという仕組みは同じにしております。学級編制を選択しているところが20校であります。それから、アクティブクラスを選択しているところが1校であります。そういう状況です。

(確かな学力ステップアップ事業費について)

小越委員 35人学級のねらいは、中学1年生、いわゆる中1ギャップを解決する一つの手だてというふうにお話があったのですが、子供たち、いろいろ問題がありまして、35人学級は第一歩だと思っております。小学校3、4年生を、知事はやると公約しておりましたので、これで終わりにしないで、先ほど、自然減で行くと言ったんですけど、それであればなおさら、先生方の数は出てくると思いますので、30人学級、すべての学校に向けて、学年に向けて、

これで終わりにしないでやってもらいたいと思います。

それともう一つ、義務教育課のところに、確かな学力ステップアップ事業費、242万円あるんですけど、全国学力・学習状況調査、これ、学力テストのことかと思うんですけども、来年度は学力テストを山梨県としてやるのか、まずお聞きします。

杉原義務教育課長 参加主体は市町村の教育委員会になっておりますが、県とすれば参加するようにこれは働きかけたいと思っております。

小越委員 この学力学習状況調査の結果を活用し実践研究を行う、これは242万円ですけども、具体的にはどんなことを、どこで、だれがするんですか。

杉原義務教育課長 本年度も行いましたが、学力学習状況調査の結果をみて、教育、それから教育活動の改善に資するということが目的ですので、今やっている教育活動の検証をして改善策を立てると、そうしたことに使っていくわけです。最近ですが、新聞によく取り上げられましたのが、全国レベルで活躍されている先生方をお招きして、山梨県の子供たちのクラスで授業をやっていただく。そして、今、求められている活用力を高める授業というのはどういうものかというのを実際に見せていただく。それであるとか、私たちが考えたものを山梨大学の先生と一緒に討論をしながら、ストップモーションといいます、授業を撮影したのを見ながら、そこでビデオを再生しながらとめて、ここではこういう指導が有効であろうと、そういう研究委員会ですか、そうした内容の取り組みをしております。そうしたことに240万円を使っていたきたいと思っております。

小越委員 最初の全国レベルで授業をしている、活用力を高める、具体的にどういふ方が来るんですか。

杉原義務教育課長 先日の、山日新聞に取り上げられたものがありますが、筑波大学附属小学校の先生、東京大学教育学部附属中等教育学校の先生、こうした先生でございます。

小越委員 それは具体的に、どちらかというテストの成績が余りよくなかったクラスにその先生が行って指導して、それを先生方が見るということですか。

杉原義務教育課長 本県の調査の結果、全国と同じように活用力について課題があるということがわかったわけですので、その課題、活用力を高めるような授業のあり方ということで授業をしていただきました。特に、学力が落ち込んでいるとか、そういう意味ではございません。

(教員の資質能力向上推進事業費について)

小越委員 そもそも全ての子供たちに学力テストをして、それがわかるのか。大体、傾向的には先生方つかんでいらっしゃるって、どこをどうしたらいいかってわかっていると思うんです。多額のお金も使いますし、この学力テストも本当に今、必要なのかなと私は思っています。と同時に、先生方の負担も大変ですけども、もう一つ、教員の資質能力向上推進事業費、180万円があるんですけども、教員の評価のあり方について調査研究を行う、これは何をやるんですか。

杉原義務教育課長 公務員制度改革等で、公務員は勤務実績に応じて給与、人事に反映することが求められております。既に県の条例等も変わっておりまして、いずれ教員の評価を人事、給与に反映することが決まっております。ところが、今まで教員の場合には、勤務評定というのがございましたが、それは評価を人事、給与に反映するような性格のものではありませんでした。そこで、新たな教員の勤務実績に対する評価をするシステムが必要になります。その評価制度を研究するのが、今の予算でございます。

小越委員 先ほどのお話だと、勤務評定を含めて人事に反映させるということですね。人事に反映させるというのは、昇給ですとか異動ですとか、給与にそのまま直結するという話ですか。

杉原義務教育課長 今、研究委員会で課題になっているのは給与の部分が課題になっておりますが、文部科学省から示されている課題の中には、人事という部分がありますが、そこについてはこれからの課題だと思っています。どういう形に持っていくのか。いずれ評価によって給与に反映することはもう決まっておりますので、そのシステムをつくることは決まっております。

(高等学校文化活動助成費について)

小越委員 先ほど言った多忙化と一緒に、この評価をめぐっても、なぜこの評価なのか、教頭先生や校長先生が回ってくるかもしれませんが、それはずっと見ているわけではありませんし、なぜこの評価なのか、自分の言っていることと先生の評価が違ふと。それが人事に反映されてくると、これは先生方がのびのびと子供たちに向き合うよりも、行政の方を見るようになってしまっていく可能性がある、私は非常に危惧しているところです。こういうことについても、先ほどの補正予算でも言いましたけれども、免許の更新システムとあわせて、子供たちを見るよりも、行政の方を見ていく、そこに進んでいく中身が入っているなど私は思っています。

次に、高校教育課の25ページ、高等学校文化活動助成費、660万円です。これについて昨年度、730万円あったのですけれども、今回660万円に減っているのはなぜでしょうか。

滝田高校教育課長 県全体が厳しい財政状況にあることから、事業全体を見直す中で補助金額を算出したしました。平成20年度は近県の群馬大会であることから、派遣旅費等を控える中で平成19年度、島根大会規模で参加が可能であると考えています。

小越委員 ここに高等学校芸術文化祭、それから高文連オーケストラの強化、ここについて削減はないということですか。

滝田高校教育課長 高文連オーケストラ強化育成については、削減はございません。山梨県の高等学校芸術文化祭の経費については若干の削減はございます。

(中高競技力向上事業費について)

小越委員 ここは文化ですけれども、スポーツ健康課のところに行きますと、スポーツというか、体育の方の部活と思うんですけど、スポーツ健康課の40ページ、中高競技力向上事業費、県小中学校体育連盟補助金、それから県高等学

校体育連盟補助金が昨年よりも減っております。それから、教の41ページ、学校体育大会等補助金、昨年の約半分ぐらいになっています。大会の会場が近い、遠いもあるかと思うんですけれども、例えば、中学校、高校、部活やっていますよね。皆さん、子供さんやっていますけれども、そこに対しての補助金とか援助金とかというのが削減されるということですか。

今井スポーツ健康課長 まず40ページの中高競技力向上費についてお答えをいたします。平成19年度までは中学校優秀選手の分を小中体連という形でやっておりましたけれども、これは競技力向上の目的の関係で、競技団体に担当していただいた方が専門的な指導者もいるので、高い効果が上がるということがございますので、39ページの競技力向上費の(8)に中学上位チーム強化費、39競技分がありますが、こちらへ移し、効率的な強化を図っていかうこととございます。

続いて41ページの学校体育大会費補助金でございますが、平成19年度は本県でスケートのインターハイを開催いたしました。この開催費が981万円ございます。さらに、夏の全国高校総体が平成19年度、佐賀県で開催されましたが、平成20年度は埼玉県でございます。その関係で予算が減っているということとございます。

小越委員 例え、野球部とかサッカー部とか、そういうところに出る補助金、それは体育連盟を通じて行くかと思うんですけれども、その単価というんですか、それは変わらないんですか。下がるのではないですか。

今井スポーツ健康課長 小中体連、高体連の方へ出す補助金は変わっておりません。

小越委員 ここのところは、今までと同じように、体育連盟を通してわかりませんが、割り振り方がわかりませんが、変わらないという認識ですか。その裏の学校体育大会等補助金を含めて、そのところの援助金、補助金は変わらないという認識でいいですか。1校当たりとか、1部当たりとか、減ったりしませんか。

今井スポーツ健康課長 41ページの方の全国大会、関東大会での参加費の補助金がございますが、この部分は、今までは旅費の8%を見ておりましたが、平成20年度から参加費を全額見るというふうになりましたので、場所によって増減が出てくる可能性がございます。例えば、九州へ行く場合は旅費の補助金の方が有利になりますけれども、関東、近場でやる場合は参加費の方が有利ということになりまして、全体的に含めて平均でいくと参加費の方が有利ということとございますので、来年の場合は参加費になりまして埼玉県でやりますから、参加費の方が多く補助金が行くような格好になります。例えば、九州や北海道でやる場合は旅費の方が多くなりますけれども、長い目で見れば、参加費の方が有利という感じでございます。

(地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業について)

小越委員 子供たちに部活動をたくさんやっていただきたいと思います。中には、先ほどの文化系のところもそうですけれども、お金がかかることは確かです。これは保護者負担に結局つながっていきますので、ここで競技力強化の優秀な選手のところ、優秀そうなどころだけではなく、全体的に幅広く子供たちのスポーツ育成、文化振興、文化の問題ですと国民文化祭もやってきますの

でね、ここを削ることがないようにお願いしたいと思います。

それと、スポーツ健康課のところ、昨年度、子供の安全に関する情報共有システム推進事業費、437万円、通学路の安全対策のための路線バス活用推進事業に692万円とあったのですが、今回それはないんですけど、どこに入っているんでしょうか。

今井スポーツ健康課長 平成19年度に計上した地域ぐるみ学校安全体制整備事業、子供の安全に関する情報共有システム推進事業、それと今、委員がおっしゃいました通学路の学校安全体制のための路線バス活用事業の3つで平成19年度は構成しておりました。平成20年度は文部科学省の方針で地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業の中へ組み込まれて、メニュー化されましたので、具体的に事業名が出てこないということになります。

小越委員 路線バス活用推進事業もそこに入っているという理解でよろしいですか。

今井スポーツ健康課長 本県の場合、入っておりません。

小越委員 入っていないということですよ。これは692万円ですが、安全確保のためにバスを使うとして、文部科学省の委託で出ているはずですよ。それを文部科学省が違うところに補助するか、やめてしまったということですよ。昨年度まで、具体的にどこの学校のところになっていたんですか。

今井スポーツ健康課長 この事業は、文部科学省の委託事業でございます。文部科学省へ計画書を提出する段階で、県としては利用する児童生徒の運賃の一部を委託費で負担することとしておりました。そういった説明もございました。それで、計画書を出したのですが、あくまでも試験的な運行による事業費であることから、子供の運賃に対する補助金は認めないということが出てきましたので、モデル事業としてバス会社の1路線を試験的に利用することで、委託契約を県とバス会社が直接結んで国へ計画書を出すように事業を進めたところ、バス会社が見積書をつくれなかったということになりました。理由として、現状の路線を利用して、新たな停留所、路線の一部の変更など、この事業のためにその部分だけ取り出して算出するのは困難であると。現状の路線は一般住民も利用しており、子供たちの利用料金部分を分別して算出することは困難であるといった理由で見積もりできないということで、この事業をあきらめざるを得なくなりましたことから、平成19年度も実施しておりません。

全国的に、このモデル事業を実施したのはタクシーを運行した例など、3例しかないと聞いております。

小越委員 予算を出したときには、どこかの場所を具体的に想定して、これを使って子供たちの安全を確保しようと思ったと思うんです。それがいろいろあって予算化したけど、文部科学省から認められなかったということになりますが、目的があって予算計上するわけですよ。昨年度は、その子供たちの安全確保をやりようと思ったけどできなかったわけですよ。文部科学省の予算がだめだったら、ことしはどうしようかと考えるのが筋ではないかと私は思うのですが、子供たちの安全確保のためにこのようなことの御検討はないのでしょうか。

今井スポーツ健康課長 これはあくまでも、文部科学省が試験的に都道府県に委託してやるというモデル事業でございますので、確かに昨年、この場所でやりようという計

画はありましたけれども、運行するバス会社の協力が得られなければ実施できませんので、あと、ほかの方法は思いつきません。例えば、タクシーを運行するといった場合は、かなり経費もかかりますことから、厳しい財政状況を勘案すると、取り入れるわけにはいかないということでございます。

(学習指導要領の見直しについて)

小越委員

計画と予算と実行、そのフィードバックがなっていない事業だと思います。つくっておきながら何も結局しなかった、あとは財政難からできないというのは、予算をつくった以上どうかと思います。

それから、もう1点、学力テストの続きですけれども、3年後に学習指導要領が見直しになると聞いております。来年度、再来年度から、前倒して学習指導要領の一部取り入れが始まってくるのではないかと考えているのですけれども、来年度それに向けて何か予算というかお考えとか、何か入っているのでしょうか。

杉原義務教育課長

今、委員がお話しになったように、来年度は周知期間ということで、県では3,900名の教員を3日間で集めて、周知徹底に取り組む予定です。再来年度、平成21年4月からですが、先行実施が始まると同時に、移行措置の取り組みが始まり、平成23年4月から小学校では完全実施になります。

小越委員

例えば、今度の学習指導要領で小学校に英語を入れるとか、道徳教育の推進とか、中学校で武道を必修にするとか、人、場所、お金と同時に教育課程そのものを今まで選択の授業をあてたりとか、総合的学習を、今度は英語や数学に振りかえなければならないということだと思えます。そのようなことを含めて条件整備はもう始めようとしているのでしょうか。

杉原義務教育課長

それにつきましては、精査しないと、まだ私たちもよくわかっていないところがありますが、例えば、伝統文化ということで、昔から日本にある音楽、楽器や何かを取り入れた授業というものがありますが、そうしたものについては、もう既にやっており、新たに購入する必要まではないということでもあります。武道につきましては、柔道着をどうするかというようなことが出てくるかと思いますが、武道場につきましても、私が知っているかなりの学校は武道場があって、そこでできると思っていますが、新たな予算が必要なことも当然出てくると思いますので、その辺についてはどのぐらい必要なのかわかりません。

小越委員

一番は、ハード面ではなく、中身、ソフト面のことが心配です。今までゆとり教育とか、総合的学習で子供たちに生きる力をとということだったのですけれども、今度はかなり詰め込み教育をしなければならない。教育課程がかなり変わり、今まで中学校だったものを小学校でやらなければいけない、高校のものを中学校でやらなければならない。そうなるのですけれども、そうしますと子供たちが、いろいろな授業が大変になったり、先生方も教えることができなくなってくる。そういうことについて不安は何か、お感じになりませんか。

杉原義務教育課長

既に多くの学校が文部科学省の示した標準授業時数よりも多くやっております。そうしたときに、文部科学省で内容を膨らますというようなことがあっても、今やっている授業日程、それから授業時数の中で受け入れること

は可能だと思っています。

それから、総合的な学習の時間が少なくなったりすることについての不安ということで、今まで取り組んできたものは、子供たちがいろいろな教科で勉強してきたものを総合的な学習の時間の中で横断的に、学んだことを総合して自分なりの調査研究をしたり、まとめたり、そうしたことをやっていたわけですが、今度は各教科の中で、授業の中でそうしたものを取り入れてやっていこうと変わっていくわけですので、変わり目のところで不安がないと言えようそになりますけれども、対応できるのではないかと考えております。

小越委員

先ほど、先生方の多忙化のお話しをしたのですが、今度の学習指導要領によりますと子供たちも英語の時間がふえ、今までよりも教えることがふえることですね。そうすると、今でもよくわからないお子さんがいらっしゃる時に、先生方は大変な思いをしています。もっと教えなければならぬので、もっと詰め込みになる。このまま行きますと、子供たちも本当に大変、先生方も大変になってしまう学習指導要領だと私は思っていますので非常に心配しています。可能ということは多分ないと思っています。

いろいろ質問させてもらったのですが、先生方の多忙化に拍車がかかることとか、それから教員の管理がふえたり、そして高校の文化系のお子さんの補助金が減らされたりというところも入っております。35人学級のところは、評価するんですけれども、全体を流れているこの教育委員会の中では、今お話ししたようなことが入っておりますので、この予算については、私、反対をしたいと思います。

広瀬次長

すみません、先ほど小越委員の35人学級の該当校についての私の答弁に不備が、不完全な部分がありましたので、再答弁をお許しいただきたいと思います。

先ほど、該当校は21校と申し上げました。それは、1学年2学級以上ある学校のことです。それ以外に、1学年1学級、いわゆるアクティブクラスをする、1学年1学級の単学級の学校が2校あります。したがって、該当校数で言うと、先ほど答弁申し上げた21校と、今追加で答弁申し上げた2校で、23校ということになります。失礼いたしました。

小越委員

さっきの20と1はいいんですか。アクティブ1と35の選択のもの。それはアクティブ2ということですね。

広瀬次長

今お話しした1学年単学級というのは、アクティブです。クラスが分けられないのでアクティブです。

(教育委員会について)

望月委員

教の2、教育委員会の関係でお聞きしたいと思います。一昨年12月に教育基本法改正法が成立しまして、現状に合った教育方針、環境づくりということで、教育委員会の役割というのが大変重要になってまいりました。そういう中で、教育委員会が、自治体の教育行政を担う合議性の機関であるということでありまして、その活動とか、働いている状況がなかなか見えないことをよく聞くわけでありまして、教育委員会の存在が見えにくい、そんなことまで言われているところでもあります。日ごろ、教育委員会が働いている実態を、もっとみんなに知らしめた方がいいのではないかと考えるところでございます。そこで、教育現場を視察、監督している県の教育委員会の

活動について教えてもらいたいと思います。

まず、1年間の教育委員会の開催数、それから開催時間についてお聞きをいたします。

広瀬次長

1年間の開催回数でございますが、本年度はまだ年度途中でございますけれども、直近の数字で、定例会を18回、臨時会を3回、合計21回開催いたしております。平成18年度は定例会21回、臨時会4回で、合計25回開催をしております。それから、開催時間でございますけれども、要している時間は、1回の定例会につきましておおむね1時間半から2時間をかけて審議をしていただいております。

望月委員

それから、学校等の視察もあると思うんですけれども、視察の回数、また、視察をする学校について、どういう基準で視察されるのか。

広瀬次長

本年度につきましては、委員さんに外へ出ていただいた学校の施設は、1日教育委員会とか、そういう場で出ていただくときに、会議は午後からですけれども、朝から出ていただき午前中を使って学校の視察をしていただいております。本年度の回数、学校視察は4回です。山梨南中学校の耐震の工事の状況を視察していただきました。それから、昭和町の町立学校給食センターの状況を視察いただきました。それから、忍野中学校へ行って中学校の校舎の施設について視察してもらいました。また、身延の下山小学校へ行って、校舎の施設、それから授業の様子等を視察いただいております。あと、これに加えて、かえで支援学校の授業風景の視察もいただいております。したがって、学校現場ということだと5回でございます。

望月委員

それから、議事録の公開をされていると思いますけれども、どのような形で公開されているのか。

広瀬次長

議事録は、現在は情報公開請求によつての公開でございます。なぜそうなっているかと申しますと、審議の中には人事の案件ですとか、さまざまな個人情報が入っております。請求が来たときには、そういうところを調整する必要がありますので、今、そういうやり方をしております。

例えば、今後の検討として、できるだけ早い時期に、今申し上げた調整をしなければならないようなところの調整をうまくして、例えばホームページへ載せるといったことを、検討していきたいと考えております。

望月委員

それから、委員会の傍聴といいますが、公開、それはどのような取り扱いになっておりますか。

広瀬次長

会議は原則として公開とするという規定になってございます。ただ、私、4月から着任をしておりますが、本年度、一般の方の傍聴者という経験はございません。報道の方はその都度、傍聴をしていらっしゃいます。

望月委員

議事録とか委員会の公開、透明性を持ったやり方が今後は望まれるものだと考えております。

それから、佐藤教育次長におかれましては約1年ということでございますけれども、教育委員会のシステムというのは、上意下達というのでしょうか、文部科学省から県の教育委員会へ、それから市町村の教育委員会へ、そして

学校へと、こういう形の中で流れているわけでありまして、それが国から来るものが指導助言という形の中ですけれども、ほとんど命令的なものだというふうに私どもは感じるんですけれども、山梨県の次長として、その辺をどのように思っているか、よろしく願います。

佐藤教育次長

地方分権から地方主権への時代と言われておりますが、教育行政もそうではなければいけないと思っております。地方分権一括法が平成11年にできましたが、これは機関委任事務を廃止して、国から地方への関与をルール化したと。できるだけ必要最小限のものにとどめ、自主性、自立性を高めると、そのような趣旨のものでございました。

これは、教育におきましても、今、委員が御指摘のように、それまでは上意下達型の教育行政が、これは国においても地方においても学校現場においても、実はそのやり方が好まれていた時代もございましたけれども、それが教育現場、地方公共団体の創意工夫を阻害するというような弊害も指摘をされてきたということがございます。指揮命令から、教育委員会の行政も指導助言へと、そういった形で、システム上は転換を図って、それによって現場の意識改革もともに図っていくと。意識改革というのはやはりシステムがないと改革されませんので、そういったシステムをまずは作り上げていくということでございます。

実際に効果といたしましても、例えば、今、教育予算の御審議をいただいておりますが、例えば教職員の給与費においても、従前は国から一つ一つの学校の配置まで書類を出し、審議をされていたというわけでありましたが、現在は総額裁量制ということで、国庫負担金の使い道も県の自由度が大変高まっています。そのために、例えば少人数指導とか少人数教育といったことが県の裁量によって、県の政策によって行うことができるようになったという点が、これはシステムの上でも、また、地方公共団体の自主性、自立性という点においても大きく変わったのではないかと考えております。

したがって、従来のように、国の指示がなければ何もできないということではなく、県は県としての考え方を持って、そういった教育政策を立案していくということ。そのためには県民へきちんと説明をします。すなわち、この県議会場で御審議をいただいて、私ども行政の進むべき方向について議会できちんと御審議をいただくということになってくる、これが当然の姿となってきたわけでございます。

自由度が高まるということは、同時に説明責任を果たすということでございますので、これは学校現場に対しても、校長の裁量を高めるとともに、学校みずからの説明責任を、例えば地域住民に対して学校評議員制度だとか、いろいろな形で説明責任を果たしてもらおうこと、さらには自己点検、自己評価をしていただくというようなことを今、進めておりますので、地方公共団体、また、各学校現場においても今後こういう方向が望ましいものとして進めていきたいと思っているようなことでございます。

望月委員

国の方でそういう方針ということになりますと、今度は県の教育委員会と市の教育委員会ですね、ここはまだ上意下達そのものだと思うんですよ。というのは、採用から人事、教員の派遣、これはほとんど県ですよ。仮に市町村の教育委員会内で教職員の子供に対する暴力とか、非社会的行動と、こういったものが出た場合、市町村の教育委員会は、内申は出しますけれども、処分は県の方ですよ。そういうような形の中をとっても、今度は国と県、今度は県と市という形の中で、今後それに取り組む、そしてうまく連携の中で

教育行政を考えていくことが必要だと思うのですが、どうでしょうか。

佐藤教育次長

人事権の移譲につきましては、中核市についての議論が、今、これは全国的にも大変ホットな議論として、その是非論をめぐりまして進められているようですので、そこは流れを見ていきたいと思っておりますけれども、今、御質問いただきましたことに全般的にお答えするならば、まず市町村教育委員会に力をつけていただきたいと。そのためには指導主事の設置ということが、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この改正によりまして、平成20年4月から市町村に指導主事を置くことを、努力義務を課しておりますので、市町村におきましてもできるだけ担当する指導主事をきちんと設置もしていただきながら、県もそれをまたサポートしていくという関係で進めていくことが望ましい姿ではないかと思っております。

望月委員

時間がかかると思いますが、うまい形で行くことを望んでおります。そして、現在の教育委員制度の始まりというのは、戦後、GHQの、戦前の軍国主義教育への反省と、教育委員の公選から始まったと思うんです。その公選というのが教育の地方分権と、それから地域の特性とか、そういったものを教育関係に反映させていくということで公選があったと思うんですけれども、それを経て、教育の正義的中立性というのでしょうか、そういう形の中で、今度は知事並びに市町村長の任命、同意となってきています。

その中で、公選がなくなったということと同時に、地域の多様性とか、地域の特性が置き去りにされてしまったと思っているんです。そこら辺はどうでしょうか。

佐藤教育次長

教育委員会の教育委員の構成については、これは現時点での姿でしか私も意見を申し上げることができないわけですが、現在の姿では、政治的な中立性や継続性、安定性を確保するというに加えて、地域住民の意見を反映するという考え方に基いておりますので、これは教育委員の任命をする際には、首長さんが任命をされ、議会の同意をいただくわけでございますので、そういった観点から任命がなされていくというのが、このシステムのねらいとしていることではないかと思っております。

望月委員

地域の多様な意見を教育行政に反映することの中で、先ほど答弁いただきました教育委員会の開催は月に2回ぐらいと。そして、教育現場の視察が3か月に1回ぐらいということですが、教育委員会の役割は、大変多岐にわたっていると思います。先ほど出た例えば、文化財の保護とか、学校給食とか、教職員関係とか、児童生徒の就学、転学、退学、ここに出ているだけでも18項目あるわけですね。そういうものをきちんと掌握するに、月に2回ぐらい、しかも時間が1回当たり1時間半とか2時間で、山梨県が幾ら小さいといっても、全体を掌握しきれのかなと。地域の多様性の要望というものが本当にわかっているのかということになりますと、どうかと思うんですけれども、いかがですか。

輿石教育委員長

確かに先生がおっしゃるように、非常に回数が少ないと思われるかもしれませんが、先ほど、次長の方からお答え申し上げましたが、1回の審議時間が1.5時間から2時間ぐらいということではありますが、それに臨むに当たっては、あらかじめこういう議題がかかりますというものが事務局から我々のところに送られてまいります。それを我々なりに下調べをしたりしまして、

本番に備えるわけでございますから、本番の前には当然、教育委員5名なら5名がもう30分前には集まっておりますので、そこでも簡単な打ち合わせなどをして、本番に臨むというようなことをしております。

それから定例の委員会は月2回ということで決まっておりますが、あと、いろいろなことがあった場合に、臨時の委員会等も開かれることがございます。また、校長等の任用の試験というような採用試験に当たっては、事務局と、それから教育委員もそれぞれ分担をして校長昇任の面接官になるというようなことで、これは先ほどの御説明にはないわけでございますが、そういうようなことに出ましたり、それからまた、いろいろな行事がございます。例えば、美術館でありますと、特別展のオープニングセレモニーとか必ず教育委員長があいさつをするということで、例えば私がこうやって議会に出席させていただいておりますが、委員長になれば特に多くて、事務局でも1月当たりの平日勤務というのは20日から25日ぐらいの間だと思っておりますが、私が1月に出了た日数は15日を超えております。そのように頻繁に出たりなどいたします。

我々もできるだけその趣旨に沿うように、地域の県民の方々がどういう考えを持っているかということ、教育行政に反映させるべく協力をしていきたいと思っております。先生御指摘のように、教育は政治的に中立性が求められておりますので、イエスマンになるという、これだけは避けるようにして、県民の考えがどういうところにあるか、そしてまた教育のあるべき姿がどういうところにあるかということ、絶えず念頭に置きながらものを考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

望月委員

今朝、教育長からのお話の中で、まず、このチャレンジ山梨行動計画、この「はぐくむ・やまなし」の実現を基本方針にして取り組んでいくと、お話がありました。その中で、知事の公約にあるのですけれども、73番で教育委員会の体質改善を図る。教育公務員特例法などの法令の遵守を徹底させるとともに、教師が子供の教育に専念できる環境をつくるということですよ。これについて、教育委員会の体質改善、それをどのように取り組んでおられるか。それから、教育公務員特例法など、法令の遵守をどのように徹底していくのか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

・瀬教育長

教育委員会の指導をどのように徹底したり、また、反省させたりするか、体質改善をしていくかということだと思いますが、市町村教育委員会と県の教育委員会という、この考えを合わせるような状況をつくっていかねばならないということがあります。山梨県の教育の方向というものを定めておりますので、そういう方向の中で、市町村教育委員会にも御理解をいただくと。御理解をいただくために我々も市町村に出向いたりしながら全県を1つにまとめた形で、山梨県の教育が充実、向上できるようにしていきたいと。常々申し上げていますが、山梨県は東京都の世田谷区ほどの県でございますので、非常に人口も少なく、非常に狭いということなのですが、それだからこそまとまりができるのではないかと、常々考えております。私どもの考えているさまざまな施策について、できるだけ具体的に説明をしながら、御理解をいただいて、生徒の指導、あるいは教職員の資質の向上に取り組んでいきたいと思っております。

学力を向上させるということがよく言われるのですが、教育というのは、知・徳・体、この三拍子そろった人間を育成していくんだと。学力だけに偏るとか、あるいは心の問題だけに偏るとか、そういうことではなくて、バラ

ンスよく人間をつくっていかねばならないということの中で、指導をしていきたいと思っております。

望月委員 次長、その辺どうですか。

佐藤教育次長 これは知事が日ごろ申し上げていることの中に、県庁の仕事の仕方として、前例がないとか、予算がないとか、そういうことを排して臨んでくれということをお私ども、日ごろから言われていることでございます。これは教育行政の中でも同じことございまして、私自身の役割といたしましても、各課長からいろいろな仕事が相談をされてこられますし、また、新しい事業をこれからどのように展開していこうかというようなときに、私自身のこれまでの経験といったものも引き出しながら、本県の教育行政ができるだけ新しいことに果敢に取り組むということをお、これは常日ごろ心がけながら、また、教育長や委員長と相談をしながら、そういったことに前進をしていくということでお取り組ませていただいているところでございます。

望月委員 教育委員会費、教育運営費、1,400余万円ということですが、これでは足りなくてどんどん補正がつくような活動、展開をしていただけるように心からお願い申し上げて終わります。

討論 なし

採決 起立多数で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第17号 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第19号 山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例中改正の件

質疑

小越委員 新旧対照表によりますと、例えば研究室とか、いろいろな料金は上がるということですか。

竹井学術文化財課長 それに対しましては、新旧対照表の12ページでございます。この部分につきましては、先ほど説明したとおり、指定管理者制度の導入によって料金が増えるということではなくて、開館時間が30分早まりました。利用時間がふえるために、時間単位での料金を定めておりますので、30分延長することによって料金が一部変更になるという理由でございます。文学館についても同様でございます。

小越委員 先ほど、学術部門と管理部門を分けて、管理部門を指定管理者にするというお話だったのですけれども、そうしますと、今、県の職員は何人いて、何人ぐらいにする予定なのでしょうか。それと、非常勤の職員も今何人いるのか示してください。

竹井学術文化財課長 美術館の総務部門が現在5人でございます。文学館の総務部門が6人でございます。合わせて11人。それ以外に美術館に、いわゆる美術鑑賞等の監視業務を実施しております非常勤等が17人、文学館には4人でございます。合わせて32人です。

小越委員 この総務部門というのに、学芸部門の方も入っていらっしゃる。そうすると、個人の方は異動するかもしれませんが、美術館で5人、文学館で6人の方々が学芸部門で残るということですか。何人が学芸部門に残るのでしょうか。

竹井学術文化財課長 今、説明しましたのは、美術館の総務部門を担当している職員が5人います。文学館の総務部門を担当している職員が6人います。合わせて11人が今回、減員になると考えております。学芸部門の職員は現状どおり変更ございません。

小越委員 非常勤職員が全部で21人いるということですよ。それと、総務部門に11人、この方々の人件費分だけ削減されるということではないのでしょうか。それは大体お幾らぐらいでしょうか。

竹井学術文化財課長 現有の数字等はある程度把握してございますけれども、給与については新年度以降ということの中で、具体的に今幾らという算出はしておりません。といいますのは、例えば副館長なり、そういうところの一部の職員が残ってきますので、まだ金額等までは精査してございません。

小越委員 学芸部門と管理部門となりますと、例えば受付とか、それから展示されているところにいらっしゃる方も非常勤だと思っておりますけれども、その指定管理者の方の指示、使用者、労働者、それから学芸部門の館長、副館長、それから総務の方がいて、その学芸部門と、同じ建物の中に指示命令系統が2つラインがあるということになると、お客さんが来たときのトラブルの対応とか、そういうのは2つの指示命令系統でうまく機能するのでしょうか。だから、2つのラインがありますと館長が直接、あなたというふうに指示して、改善することができないと思うんですけど。いかがでしょう。

竹井学術文化財課長 実は、既に島根県立美術館がこの方式で実施しております。過日、私も博物館も含めて業務の進行方法について視察してまいりましたけれども、指示命令系統につきましては館長、副館長、その下から実は指定管理者制度の相手側の管理者、副館長から学芸部門への指示、副館長が館を基本的には管理をしております。島根県につきましては、そういう格好の中で非常にスムーズに流れておると理解しております。

小越委員 島根県では、この指定管理者を今度2回目の更新をするのですが、その前は県の島根県文化振興事業財団が前やっていて、そして今はSPSしまね株

式会社です。サントリーが受けているとお聞きしました。そして、今度もサントリーがその指定管理者を取ることになったとインターネットでも載っています。そこで見ますと、運営管理コスト、配点25点に対して管理に要する経費、SPSしまねは25点満点です。管理にかかる経費をかなり圧縮していると私は思っているんです。

そこでお聞きしましたら、今までの非常勤職員の方々は、多分、山梨県の場合も、一たんそこはおやめいただいて、その後、山梨県の場合、サントリーになるかわかりませんが、その指定管理者がその方々を採用するという保証はないわけですね。島根県によりますと、サントリーの方が雇った非常勤職員は全部でかなりの人数いらっしゃるんですけども、時間給が750円と、とても安い給料です。今、山梨県の非常勤は、1日7,350円、これを8時間で割りますと900円ちょっとです。かなりの差額、賃金が違ってきます。非常勤職員だからといっても、お客さんが来たときに、文学館、美術館にそれなりの知識を持って対応したり、そこに展示しているところにいらっしゃる方も、プライドを持って美術館で働いている方がずっといらしたと思うんです。そこを削減して、島根の場合ですと、かなりの低賃金で雇われることになりまして、この方々の雇用の問題にもかかわってきます。そして、指示命令系統が2つあるというところなんです。

それと、島根では広報営業担当を置いているんですね。広報営業担当というのはお客さんをいかに集めるかというところ。今までは多分そういうのは学芸部門と総務部門がやっていたと思うんですけども、株式会社みたいなのが指定管理者になりますと、いかにもうけるかということにもかかわってきて、経営管理コストをかなり削減してくる恐れも出てきます。それは最終的には、お客さんというか、見ていらっしゃる方々にトラブルを起こしたり、いろいろなサービス低下につながってくるのではないかと考えております。

したがって、この指定管理者について私は反対したいと思います。

討論 なし

採決 起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第21号 山梨県立保存民家設置及び管理条例廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑 なし

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・1月25日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 鈴木 幹夫